

平成9年第3回沼田町議会定例会会議録

(1日目)

平成9年9月18日(木) 午前10時10分開会

1 出席議員

議 長	4番 吉 尾 政 春 議員	副議長	1番 谷 口 清 治 議員
	2番 橋 場 守 議員		3番 大 沼 恒 雄 議員
	5番 吉 田 俊 一 議員		6番 吉 田 好 宏 議員
	7番 森 井 章 夫 議員		8番 横 山 峯 生 議員
	9番 野 道 夫 議員		10番 久 保 寛 議員
	11番 山 木 一 男 議員		12番 杉 本 邦 雄 議員
	13番 室 田 俊 朗 議員		14番 中 村 進 議員
	15番 山 田 英 次 議員		16番 伊 藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠 田 久 雄 君	監査委員	岩 寺 一 之 君
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 委 員 長	小 西 義 光 君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	清 水 勝 之 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	三 上 洋 一 君
旭寿園園長	松 田 剛 君	佐藤センター デｲフビセンター	佐 藤 幸 一 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	久 本 博 美 君	次 長	野 原 耕 次 君
-------	-----------	-----	-----------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

議件番号	件 名
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
認定第1号	平成8年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成8年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて
議案第51号	沼田町過疎地域活性化計画の変更について
議案第52号	沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例について
議案第53号	沼田町簡易給水条例について
議案第54号	沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について
議案第55号	平成9年度沼田町一般会計補正予算について
議案第56号	平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第57号	平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
同意第2号	教育委員会委員の任命について
議案第58号	陶芸の里建設工事（建築主体）請負契約について
請願第2号	平成9年産畑作物の価格決定等に関する請願について

請願第3号	水田農業及び米政策の確立に関する請願について
意見案 第8号	北海道国際航空株式会社に関する要望意見書（案）について
意見案 第9号	「教育予算削減をやめ、第6次・高校第5次教職員定数改善計画の早期達成と義務教育費国庫負担・教科書無償措置堅持・私学助成の充実を求める意見書」（案）について
意見案 第10号	平成9年産畑作物の価格決定等に関する要望意見書（案）について
意見案 第11号	水田農業及び米政策の確立に関する要望意見書（案）について
意見案 第12号	中央省庁の再編などに係る北海道開発体制に関する意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） これより本日をもって招集されました、平成9年第3回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番大沼議員、15番山田議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は本日から19日までの2日間として、お配りしました会期日程表のとおりに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から19日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議長の諸般報告については前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、一般行政報告を議題と致します。始めに町長。

(町 長 登 壇)

○町長（篠田久雄町長） 別冊行政報告書朗読

○議長（吉尾政春議長） 次に教育長。

(教 育 長 登 壇)

○教育長（久本博美教育長） 別冊教育行政報告書朗読

○議長（吉尾政春議長） 以上で、行政報告を終わります。

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の順序変更についてお諮り致します。この際、日程の順序を変更し、日程第6、認定第1号、平成8年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号、平成8年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定については、日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告の次に変更し、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、議事日程の順序を変更して議題とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、認定第1号、平成8年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は例年どおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいと思いますので、簡潔に提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 認定第1号、平成8年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成8年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

尚、別冊と致しまして意見書の他に、8年度分決算書及び決算説明書をお配りしてあります。何卒、宜しくご審議のほどお願い申し上げる次第であります。

○議長（吉尾政春議長） 次に監査委員の決算審査報告を求めます。

（監 査 委 員 登 壇）

○監査委員（岩寺一之監査委員） 中村議員とともに監査を致しました。報告を申し上げます。

〔別冊意見書朗読〕

○議長（吉尾政春議長） 監査委員の説明が終わりました。お諮り致します。只今、議題となってます認定第1号は、議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定により、検閲、検査権を付与いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、認定第2号、平成8年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 認定第2号、平成8年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成8年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

認定1号と同様の主旨でございますので、宜しくご審議を頂きたいと存じます。

○議長（吉尾政春議長） 次に監査委員の決算審査報告を求めます。

（監 査 委 員 登 壇）

○監査委員（岩寺一之監査委員） 中村議員とともに監査を致しました。報告を申し上げます。

別冊意見書朗読

○議長（吉尾政春議長） 監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今、議題となっており認定第2号は、所管の建設常任委員会にその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は建設常任委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） ここで休憩を致します。尚、午後の開会は1時30分と致したいと思いますので、宜しくお願いを致します。

10時34分

再開 13時36分

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、一般質問を行います。始めに町長に対して通告順に順次発言を許します。

12番杉本議員、農業問題を一括して質問してください。

○12番（杉本議員） 12番、杉本です。自主流通米の仮渡金の決定に伴う対応とこんなことで、3点ほど伺いをしたいと思います。

まず一つ目にその欠陥食糧法と、こんな事で当初から言われておりましたけども、ここにきて転作は

100%、たまたま3年間、今年入れて4年間ですが大豊作ということで18ポイントで180万トン余ると、或いは平成5年のパニック以来消費が減ったと、こんな事で在庫が多くなってございますが、この欠陥食糧法をこのあげてあります3点、これは町長さんとも意見が合うと思いますが、これをきちっと直してもらわないとこれからもまだまだ価格が下がっていくと、こういう状況にあらうかと思います。そこで、1点目は価格の下支えの機能の折りこみと、これは言うまでもなくこのとおりであります。平成6年の時に米価がどんどん上がっていったと、この時に年4回の入札の時に2回をしてあと入札をしなかったと、これ以上上がっては困ると、そういう事態まで追い込まれた、追い込まれたと言いますか、そういう事態があったわけです。従って、こういうような時にはもう入札をしばらく停止すると、或いは下支え価格を示してそれ以下になりますと入札はしないと、こういった具体的な方法がなければ10千円切る場合も出てくると、こういう事になると思います。そうなりますと、農家の経済は言うまでもありません。そんな事で、なんらかの機会にそういった提案もして頂きながら、きちっとこの機能を折りこんで欲しいと。

棚上げ備蓄の改正については、これは言うまでもなく町長さんと同じ考えでありますので、これ等もきちっと中身に入れて頂きたいと。

更に流通販売適正化、販売の適正化ですね、これを色々と新聞等で見えておきますと、やっぱりスーパーがこの販売、流通のなかに入ってきたということが大きな価格ダウンになっていると思います。こしひかり当たりは1年間に8%下がっていたという事ではありますが、その中で末端の消費者が買う価格、これは3%までしか下がっていないと、あとの5%はスーパーが儲けたと、卸業者はもちろんですし、農協系、我々もどんどん価格が下がっていくのに末端価格が下がっていないと、こういう大きな問題がございます。これ等をきちっと適正化してもらおうと、そういった対応を十分国と煮詰めて頂いて、価格を保持して頂くと、こういう事でないと農家はどんどん潰れていくのでないかとこんなふうに思いますし、これについては町長さんと同じ考え方であると思いますので、特に答弁はいりませんがそういうような事で対応をして頂きたいと思います。

2番目の農業経営の安定化対策、この事についてはひとつ一番最後の件については特に町長さんの判断をお願いしたいと思うのでありますが、まず低利資金の対応、これについては全般農業新聞でも道の資金を利用して親子二代にわたる～～借金については安くしていかなくいけないと、具体的に示されてございます。しかしながら、今年恐らく借入金ということで農協のプロパーを使う人は半分を越えるだろうと、こんなふうに私はみております。その事は言うまでもなく一戸平均、まず2,000千円以上の所得減、一番いいところが2,000千円なくなるわけです。更に併せて、今まででしたら前年度の生産払金というのが一戸平均500千円程度あったわけです。それ等が完全になくなると、そういう事になりま

すとおしなべて半数の以上の人の方が 2,000 千円、3,000 千円の証書を書かなきゃいけないと、こういう事態になろうかと思えます。その事は、年初当初やっぱり 15 千円の価格で営農計画書を立てているわけですから、それに応じて機械投資、或いはいろんなものの投資を行ってきたと、急に 8 月になって物を買ってしまってから価格を下げた訳ですから、それには当然その対応が出来ないと、こういう事は明らかであります。従いまして、農協等もこれ相当努力してもらわないといけませんけども、何らかの方法でこれ等の 1 年限りぐらいの設定で金利補填というような形もあっているのではないかと、これは来年以降は 13 千円ぐらいの営農計画書書きますから、それ以上の投資する人はやっぱり経営者として農家の方も失格であろうと思えますから、当面この 1 年間はやっぱり、かなり相当無理な組勘の整理になると、私はそんなふうに考えておりますので、その考え方をお伺いしたいと思います。

次にコスト低減対策。これについては何回か、ここでその対策について提言してございます。米価がこうやって 2 千円、3 千円下がっていきますと、これ国に要請したとかどこかに要請したというだけではすまない現象だと思えます。その事はやっぱり農家自身、或いは農協自身、系統自身がかなりスリム化してコストを下げていかなければならないと、こんふうに私は思います。特に農協系、農家自身のコスト低減が私は遅れていると思えます。この具体的にどういうところが問題かといいますと、私どももいろんなその積み上げ数字からみますと、農家の方は間違いなく過剰投資であると、この事は言うまでもないんです。そこにどういう原因があるかといいますと、やっぱり利用料金等が、設定が高いということです。これが、今回の振興計画の中でも下げるような考え方を示しておりますけども、未だに具体化されていないと、これはよく農協と話し合いながらどこにその下げれない理由があるのかと、前回も言いましたけれども聖域なしに手数料というものは下げていかなければならないと、一例上げますと航空防除あたりは添着剤というものを使うんですが、これは沼田だけ使っているんです。雨が多いから落ちたら困ると、かけたあとで雨が降ったら困るという事です。今年も雨が降って、添着剤が付いているわけですから 2 回かけないかと思ったら必ずきちっと 2 回かけているんです。これは全然その他の町村は使っていないんです。どうしてそんな事しなきゃいけないのかと担当者に言うんですが、「これが一番安全だ」と言うことでどうも理解が出来ないんですが、そんな事もありますからどこにそのコストを下げる要素があるか、これをきちっとこう出来れば役場の職員さんはプロですから、農協の職員さんと色々検討されてどことどこにチェックして、どういうふうにするかと、そういう具体的なものを早急にコスト低減に表れてくるような方法で示していかなきゃいけないと、そういうふうに私は思っております。

それから、3 番目のこの農業、農村振興条例の制定と、これは町にお願いしたいということです。いま私もこの町の規則を色々と調べてみましたら、産業振興規則というのが昭和 34 年に作られてます。改

正が、最終年度が44年ということで、この中には商工振興も入っておりますからこういったものを含めて規則でなくて、条例で示して欲しい。規則というのは、こういう議会にかけなくても職員、或いはトップの理事者の段階で簡単にこの改正が出来るわけです。条例というのは必ずこの中で討議をして決められると、こういう大きな決めるわけですから。従って、沼田の農業を長期的に見てどうするんだと、そういう視点にたって条例というものを作って頂きたいと、これは商工業も入れて作って頂きたいと思います。たまたま農業と書いてありますけれども、基幹産業は農業ですから農業が中心になりますが、やっぱり商業の方もどういうふうに振興するかという事は条例の中で示す、道でも条例を作って今、振興計画を煮詰めております。そういうふうに具体的にどういうふうに積み上げて農業、或いは商業を振興していくか、こういうものを条例で決めて欲しいと思います。この事については特に町長の判断、どういうふうに考えているか伺いをしたいというふうに考えております。

次に3番目の新農業、農村基本法の制定の対応と、これはここに書いてあるとおりでございます、これ等がきちっとこの法の中で消化されないと我々專業地帯が一番まいるということです。特に直接所得補償、これだけ価格が下がりますと農家の方がもう恐らく若い担い手の方は手を挙げる、或いは先般米対会議、或いは我々の執行委員会で若い人達に変わった現象が出てきております。どういう事かと言いますと、かなりその冷めた感じの、クールな感じです。言い方としては、やっぱり農協、或いは我々、それぞれの指導者が悪いという言い方です、はっきり言っていることは。ということは、逆に言うならばもう指導者の言うとおりにやっていたら自分たちが潰れるので、「もう言うこと聞きません」と、こういう事です、簡単に言いますと。自分で売れるだけ米は売ると、安いものは農協以外でも買いますと、そういう意思表示だと思ふんです。そういうふうに沼田自体の組織、或いは団体というものがだんだん分解されていくような傾向になってきました。従って、こういった新農業、農村基本法がしっかりしたものでなければもう農村はメチャメチャと、こういう事になるのでないかと私は判断をしております。従って、これを作る段階でやっぱり精神をしっかり入れてもらうということで、町長さんあたりの対応がしっかりして欲しい、我々もしっかりやらなきゃいけません、特にそういうった意味でお願いをしたいと、こんなふうに考えておりますし、更に今の行革の中で国土保全庁、農が消えると、農という字が消える、こういった事で大きな問題にもなっておりますがこれ等の対応、それから農地改革案ということで企業の農地取得の問題、これには農協の債権保全とこう絡みますが、先般も、洞爺農協の方に研修に行きましたら、組合長は「企業に農地を買ってほしい」と、こういう事なんです。どうしてかという、畑作、農産物の価格はもう7、8年前から価格が大きくダウンしております。従って農家の方は、もう農協に土地からみんな預けてドロンのと、借り手もないし買い手もないと、従って企業に買って欲しいと、そういう事で我々と逆の運動を農協は進めているんです。その事は沼田においても、恐らく

13千円、12千円、10千円と下がっていきますと債権保全出来ませんから、農協はパンクするか企業に買ってほしいと、これはもう明らかです。従って、これ等を基本法の中できちっとうたってもらおうと、そのためには所得補償してもらおうと、その補償がしなければ今いったような現象になりますから、そんな事でしっかりした対応をお願いしたいというふうに考えております。

それから新たな貿易ルールへの対応と、これについてはウルグアイ・ラウンド農業合意を受けた段階から大きな問題があったんです。それは何が問題であったかということを言いますと、その時に転作をしていけば農業の、米の、或いは農産物の自由化は避けられると、こういう皆さん方聞いたことがあると思います。どうして悪かったかと言いますと、それはこういった今規則と言いましたけども、国内の規則の中で作っていた転作なんです。これはやっぱり農業基本法の中でうたっていればそれは国の法律ですから、国会の中でこの議案、法律を変えなければこれは絶対に受け入れないと、こういう事が出来たんです。そういった意味で大きなその欠陥、国の国際オンチといいますか、そういったものが今回ここに出てきたわけです。ですから、これ等がしっかりしたその基本法の中でうたいこまれているとして、貿易ルールに対応できるような仕組みを作っておかなければ駄目だということです。これ等について町長の見解と、これからどういうふうに対応されていくかを伺いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。今、杉本議員さんがご質問あったことは私どもも今一番この当面する問題として大きな課題であり、またしっかり取り組まなきゃならんし、これは来年以降に向けても大変な問題だと、特にこの沼田町のような農村地域、農村を基幹産業としている地域については、これは農村、農家だけでなく、商店街も危機感を感じているところでもありますから、これは皆で取り組まなきゃならん、と同時これは1町だけでなく、この私どもは一つはこの町村会、或いはこの全体、空知なら空知の総合開発期成会で、取り組まなきゃならんし、また更に農業団体が、杉本議員さんも組織の代表者の一人でありますけども、これは全道的、全国的な大きな運動にしていかなないと簡単に1町村で声を上げて、とおる問題ではない、いうふうに受け止めまして私どもも絶えずこの問題については機会あるごとに要請もしておりますし、また仲間と一緒にこの行動を起こそうという、そういう手はずを今整えております。目標は恐らく11月に大きな、それまでに準備をしてくなきゃならん、いうことをひとつに致しまして、今回知事がいらっしゃった、北空知のフライトークで入りましたけども、その中でもやはり「北海道は知事が先頭になってやってください」と各、誰がやらんきゃならん、誰がやらんきゃならん、今はこの誰かがするだろう、というような事では進まんわけでありますから、そういった我々市町村も道もみんなやらなきゃだめ、まずは自らの組織である農業団体の組織がやらないきゃいかん、いうふうに思っております。それが第一でありまして、このおっしゃったとおりであります。私は今回

の一番の目的は、問題はやっぱりその今の食糧法にあるわけ。こういう、余っておりながらもミニマム・アクセスとして米を決まった量入れてかなきゃならん、余った時は入れなくてもいいと、これは自由貿易の原則でなきゃならん。余ったとしても決まった量入れるというのは、本来自由貿易というものでない、私どもはそうように思っておりますし、ですからあとで他の議員さんからも出て、ご質問ありますけどもミニマム・アクセスそのものについてきっちり見直ししていくと、そういう事が大事であると、更にまたこの今の食糧法いいますと、この今のご質問にありましたようにこのスーパー、もっと大店舗でこの米をどんどん売っております。たくさんあっちこっちで売ることが米が消費に向かうことかと、最初は思ったけれどもそうではなくて、結果的には販売合戦は値下げ合戦になってしまっている訳です。そして、最後に生き残るために販売合戦をやって、いよいよその海外から入れている、輸入をしている業者が生き残る、そういうふうにはしか見えない、ですからこれ等に対応するときには食糧法の問題と、もう一つはいま当面はやはりこの系統できっちりやっつけていかないと、今ご質問の中に「指導者を信頼しない」ということで「少しでも高いところに勝手に売る」と、この事が農家自体の組織もやはりしっかりしてもらわないと自らが壊していく事になるだろうと、ですから系統はしっかり守りながらその販売ルートに乗せて対抗しながらひとつは自らやっつけていかなきゃならん、そして今の食糧法については法律改正というのはなかなか簡単な、出来たばかりでありますからエネルギーがいります。この、今は安定生産が目的であって、価格が暴落のための対策というのは何も今の法律の中にはないわけですありますから、どんどんほっかっておけば下がるだけ、いうことでありますから相当これは大きな、全体的なこの国民の合意を得ながらの大きな運動をしてかなきゃならん、そういうふうには思っております。そこで私ども、今までもずっと各政党に提言して参りました。それは、この今の一つには生産調整をした、そういった農家が報われるようにしないと、生産調整に協力した農家、これはやっぱりある程度所得補償するべきだと、これがひとつでありますし、今のここの中にご質問されました今は回転備蓄になりましたから棚上げ備蓄、今のままで私はこういうふうに言っております。今のままで棚上げ備蓄はしますと、従来のように「古」、「古」と幾つかついたらもう食べ物にならないと、だからこれは国がこの米をなげる結果、過去になっちゃうから、過去と同じことは出来ないだろうと、そのためにこのコストが安く保管できる、そういうものが沼田でやっとながれが潤発したわけだから、こういうものの規模の大きいものを国が作って、そしてこれは棚上げ備蓄にしてしまう、これは生産者のためじゃない、もう一つは消費者と、もう一つは消費者が安心出来ることともう一つはこの海外援助というのは何も金でなくて物で出すべきじゃないか、産地でこれだけ余っているわけですから、そういう事を輸送費をかけても保管するよりも、保管料よりも安いだろうという提言を申し上げております。そういった事で、今のその食糧法の中身を変えていく、そういう提言の仕方を致しております。その事は3つ申し上げております。

あと、低利資金につきましては、これは知事も言うておりましたけども金利1%にしたい、いうことで対応したいと言うておりますし、コスト低減につきましても前回もご提言ございました。自ら、その手数料の関係、もちろんあります。これは、行政がこの手数料下げるとか何とかというのは、なかなかこれはくちはばたくて言えるものでなくて、一緒になってこの考えるときには農家自体も機械に対する過剰投資、車に対する過剰投資も自らがやっぱりこの辺考えていかんきゃならん点だろうと、そのように思っておりますし、また農業、農村の振興条例についても私どもまずは、この基本になる、根幹になる農村の基本法、これは従来から36年間続いてきた基本法というのはその通りにならなかったわけでありまして、今度はその中で何とかやはり少しは前が見えるような状況になるようにいろんな場面で今是要請致しております。併せて、道も取り組んでいくようでありますから、もしも私どもも作るとしても十分その辺の整合性を考えて、条例制定したは農家の為に何にもならん、何にも出来ない条例であってはこれは作っても作らんくても同じでありますから、十分その辺の、考えながらその辺の整合性を考えていくべきことが課題だろう、そのように思っております。

それから国土保全の関係、これはいろんな議論が出て参ります。果たして今の12章で終わるのか、どうなのか分かりませんが、このどこの国でも各省庁に農業という一つの国民の食糧、これを外した、N Oという言葉がない国というのはほとんどないと言われております。それで、これでいいのか、いうことになって参りますから、これはいろんな場面でこれからの議論になると思いますし、私どももまた提言していきたいとこのように思っております。

それから、新たな貿易ルールの対応策、何ていうことが出されておりますけども、これは先程申し上げました次のウルグアイ・ラウンド対策についてはきちっと見直しをするように、そういう提言をしていかんきゃならんし、いま運動を起こさないとならない、一番大事な時期だ、そのように思っております。

そんな事でまとめてお答えさせていただきました。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再 国に、道に要請する分については、答弁はそれで十分であります、特に沼田で出来る対策と、こんな事で2番目に示してございます。それについては十分というふうに私解釈しておりませんので、もう一度お願いしたいと思いますが、低利資金の対応についても確かに道で1%、或いは2.5%ということではあります、これはあくまでも担い手だけの対象であります。それ以外の方は対象になっていないわけです。やっぱり全農家がいま困るわけですから、それにはやっぱりなんらかの方法、出来れば農協と町とそれぞれが資金出し合って何%に下げる、それも1年だけと、これぐらいの刺激を与えながらやっぱり農家の方もコスト低減なり、そういった来年からの経営にしっかり

やってもらおうと、そういった意味でやっぱり道だけではきめ細かい対応は出来ません。従いまして、やっぱり農協、町が主体になってこれ等を対応してほしいと、そういうふうに思います。

それからコスト低減については、ちょっと理解的には農家の方がまだまだやれるわけですけども、やっぱりちょっとどちらかというとそれをやれないような要素が何点か先程も言いましたけども、自分で買ったほうが借りるより安いとか言う、何というか気持ちになってしまうんです。やっぱり利用料金、或いは手数料を下げることによってそれなら共同で使おうとか、借りて使おうかと、そういうふうになるわけです。そういった要因をどこにあるかをしっかり見つめないと、なかなかその前に進まないと思うんです。我々も、農民協の立場でいつも「過剰投資だよ」とこんな事を言っているんですが、なかなか止まらない、これには農協のシステム自体、その部門ごとの採算性というような問題もあって、金を借りることに関係なくその売り込もうといひますか、そういった事やら、やっぱり業者も拠点ナンバーワンが何年も続くと、そういう沼田の現況から見ても全然そのコスト低減に結びついてないんです。どこかにやっぱり原因があると、その辺をしっかりと分析しながら対応してもらおうと、なかにやばな発想かもしれませんが、例えばあの大きなトラクターとか、クローラタイプですね、これ等あたりコンバインはいま持っているやつでも共同出来ないかと、そういうような事でなんだかの方策でやっていくとか、そういった事で新たな投資を生まない、そういう方法をやっぱり考えると、色々こう発想しながらやっていかないとこの対応は出来ないと思います。それはちょっと長くなりますけれども、どうして価格がこれから上がらないかという要因は、はっきりしているんです。これはウルグアイ・ラウンド合意をしたときに、1986年に遡って20%価格保持をカットすると、こういう約束なんです、これ外国と。そこまで近づいているのは加工製品がほとんどです。農業は12%なんです、昨年まで。とすると、あと8%下げても何ら不思議でないと、国はそう思っているんです。ですから、恐らく今の価格が15千円から18千円になることは絶対じゃないと思います。そういう事を前提にするなら我々も自主的なガードを固めなきゃいけないと、それはコスト低減とかいろんな面でやっていかないといけないと、こういうふう判断するしかないんです。もちろん、国なり道に要請する部分はして、我々はしっかり守るものは守ると、そういう視点がしっかりとあって更に分析してやると、具体的に動かさなければできませんからその辺をしっかりやってほしいということです。

それから農業、農村振興条例の制定については、これは道やら国でやればそう心配はないだろうと、これは町長さんもちょっと判断がまだ私の判断と違うところは、これは農協が合併されるわけです。合併されますと、各自治体から金を出しても合併された農協から金が出ない場合があるわけです。その時に沼田にはこういう条例がありますから、合併した農協は金が出さないとかこういう考え方にならないと我々応援できませんと、そういう事もこの条例の中にうたうわけでありませんが、振興条例にはこ

う書いてあるから合併の農協と意見合いませんと、そういうようなその結局さっき言った日本と国と国際感覚の違いみたいなものが出てくるんです。その時にこの条例というのは大きく響いてくると、私はそういうふうに判断したんです。ですから、やっぱり沼田として農業だけでなくて企業も含めて、やっぱり大きな視野に立ってどこにこの制定が必要なのかと、そこをしっかりとやっていかなければ、いま町長さんは真剣に我々の農業なり商業に一生懸命やってもらっておりますけども、人が替わっても、担当者が替わっても条例というものは最後までこう生きてくるわけです。人が替われば規則というのは時々変えられるわけですから、そんなわけではやっぱり沼田の農業本当に振興する気があるのか、ないのかというのは町長の姿勢がこの条例に出てくると思うんです。そういった意味で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 後の問題から申し上げますけども、農業、農村振興条例ごもっともだとは思いますが、私は一番申し上げたいのはまず基本法が出来る、道のその条例が出来る、そういったものとのひとつの整合性も考えながら進まなければならないというふうに申し上げている訳であります、それといま合併農協の話が出ましたけども、非常に今の合併農協の皆さん方もそれぞれのこの11農協ですか、そのある自治体の支援の仕方が違うんです。そこで、今杉本議員さんがそういうふうなご提言があったかと思いますが、じゃひとつにはいま話をしていることは現在支援している、その体制をそのまま維持していこうという話が農協側から出されているわけであります。但し、時代というのはこう変わって参りますから、何が必要になるか、支援の必要になるか、果たしてその時に行政が支援出しただけの力があるのか、これもなかなか先のわからない、先行き見えない話でありますけども、何れに致しましてもそういった道の条例なんかを十分出されたものの整合性を考えながら、十分町内でいろんな各面で検討していきたい、そのように思っております。

それから資金の、低利資金の関係でありますけども、いろんな面で国が資金、或いは道の資金に対して町も全部とは言いません。やっぱり更に上乗せしております。今回担い手の問題でないけども、例えばこのどうしても必要なのは、やはり米バラ施設、米のこの保管するのに、貯蔵するのに品質を落とさない、しかしあの施設で足りるんじゃない、物を作らなきゃならん、その為にこの道がパワーアップ事業を出した、それではやっぱり町も5%の負担は町もすると、何かかゝり事業を起こすたびに町も負担していく訳であります、今やっぱり土地改良事業というのがやっぱり一番このひとつの暗渠でありますけども、これにやっぱり行政として出していかなきゃならん、いい物を作らなきゃいかん、そして沼田の米はやっぱり売れるという、そういうふうにしていくためには資金を出していかなきゃならん、絶えず前向きなものに出していかなきゃ、ですからいま今年、これは米は取れたけど値段が下がったか

ら利子補給、果たしてそれが農業の支援になるのかどうか、総合的にひとつ考えていきたい。ですからその資金というものがいいか悪いのかという事は十分これからまた検討させて頂きたい、何を一番支援したら一番いいのか、十分そのように今後の検討させて頂きたいと、このように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 同じく12番杉本議員の医療問題についてを質問してください。

○12番（杉本議員） さっきの問題については産民の委員長さんも後から質問されますから、足りないところはお願ひしたいというふうに考えておりますが、まず特定疾患医療給付対策について。この事につきましては、8月31日の道新の社説に大きく載せておりました。私もあまり話は聞いたことはありますけども中身はどうなのかと、こんな事で新聞等をよく関心を持って見ておりましたらあっちこちの新聞で取り上げておりましたけれども、これについては特に今の財政構造改革の中で重症度に応じて負担をもらいますと、こういう事であろうかと思ひます。これ等については社説の中でも患者負担というのは再検討したらどうだと、こういう社説の書き方であります。どの新聞を見ても同じであります。その事は特別特定疾患でありますから、例えばリウマチあたりは入っておりませんが、これは人数が多い、女性の約3分の1、男性の1割はリウマチにかかる、かかっている、或いはリウマチ菌を保留していると、こういう方が多いわけですが、こういった方は入っておりません。従って、本当の難病の難しいやつ、これが国の中で38ですか、沼田では30人ぐらいと聞いております。これ等の中身を見ますと、やはりうちの近くにもおりますし、この議場の中の親族の方もなっている方がおりますが、やっぱり働くのに不自由、働けない、そういった中で医療費がかかってくると、入院しますと月20千円ですか、3分の1負担ということになりますと20千円ですが通院しますと2千円、更に不自由でありますから通勤費にかなりその金がかかる、更に難病ですから入院されますと非常に長い、そういった事を併せますとやはり国でしっかりした支援をしていかなければ患者自身が病院に入れない、或いはもう難病がその治らないで不自由なままで過ごさなきゃいけないと、こういう大変な目に合うんでないかと、私はそういうふうに思ひます。従ってこれ等についてはしっかりと国の支援をしてほしいと、そういった国に対しての要請をしっかり町長さんの立場でお願いをしたいと、また町長さんの見解を聞きたいと、こういう事であります。どれぐらい金がかかるのかといひますと、国では現在1,000,000千円、36万人に1,000,000千円かかっているそうです。36万人が年々1割近くずつ増えていくから困っているんだという国の考え方です。国で1,000,000千円といひて、本当に高いのか安いのか私も良く分かりませんが、そんなびっくりした金額ではないと思うんです。これだけはしっかりと治療体制だとか、そういう生活保護するためにと、こういった意味でこういう人達に支援すると、これを途中で3分の1負担してもらおうとかそういう事をやめてもらうような事を十分に要請して欲しいと思ひます。

それから、道独自の支援の継続と予算措置ということで2点目に上げておりますが、これは比較的人

数の多い橋本病、難治性肝炎、その他7つぐらいあるそうですが、沼田では50人ぐらいいるそうです。これ等もやっぱり国と道と2分の1ずつ患者に負担の支援をしているわけですから、これも国も削れば道も大変と、100%道が出すわけにいかない、こんな事でこういう人数の多いのは順次削っていくかというのが今回の答申だそうです。そうなりますと、沼田でも50人の方が大変な目に今もあっているわけですが、更にその制度から外されますと全部自己負担と、こういう事になるそうです。従ってこれ等についてしっかりこの国と道へ支援の継続、こういったものを町長の立場でやってほしいと、こんな事で見解をお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 前段、私の方から答えさせて頂きまして、不足があればまた町長の方から答弁があると思いますけども、今の議員さんの方から質問ありましたとおり町の方にも道、支庁を通じて資料がきているわけでごさいますので、私の方も新聞等、そういった中での内容でごさいますけども、いま質問ありました通りの内容がそれぞれ新聞報道されたと思いますけども、いま国の方で約36万人、沼田町においては約50人程度の方々が難病ということで指定されているわけでごさいますけれども、医療費が平成10年度から重症度に応じましてそれぞれの症状を見ながら3分の1の上限で負担をして頂きなさいということで、これ公衆衛生～審議会の方で提言された内容なんですけども、そういった状況でごさいます、月に入院患者の場合は説明ありましたが約19千円、通院されますと約2千円の負担が増えますというようなことでごさいますから、働くのも大変な状態の方々ですからやはり従来どおり公費負担でお願いをしたいというような事につきましては、町長の方にも町村会を通じながら要請をしていってもらふ必要があるだろうという考えでごさいますので、そういった事でご理解を頂きたいと思います。

また道の方につきましては、現在では負担については従来どおり継続をしていきたいという考え方のようでごさいますから、それもまた減らされることになれば当然要請という形になろうかと思ひますけども、そういった事で考えていきたいと考えてごさいます。

○議長（吉尾政春議長） 同じく12番杉本議員の国道問題についてを質問してください。

○12番（杉本議員） 市街の国道275号線の整備計画、これ等については私も担当者に十分聞いたわけではありませんけれども、やっぱりバイパスを含めて方針がしっかりしてないと、こういうふうに向っております。そこで、教習所などがよく言っているんですが「沼田の町は教習所としては、一番初心者として教えやすい町だ」と、そんなふうに言われております。その事を逆に言いますと、非常に効率の悪い町の流れだということだと思います。踏切で頻繁に止まったり、或いは信号で止まったりと、こんな事で初心者には非常にいい町だと、こういうふうに解釈できると思うんです。やっぱりこれから我々

も効率を求めてと、こういう事でそれぞれの道路を選ぶとすればどういうふうを選んでいくかと、そんな事を良く考えて頂きたいと思います。どちらかといいますと、沼田を終わって中部から西に向けてはそうそんな大きな心配はしていないかと思います。特に東部の方はどういうふうな動きになるかということで皆さん考えて頂きたいのでありますが、まず例えば農協が合併すると、これはもう目の先にだんだん見えてきました。そうなりますと、東部地区の方はやっぱり経済性を求めて、やっぱり私も沼田に冬になったら毎日来ますけども坂の下まで5分、坂から農協へ行くまで5分と、10分かかります。往復しますと、まず買物をとしたら30分では絶対帰れません。いま農協が合併致しますと、今度支所もなくなりますから共成の支所も今年一杯でなくなります。そうなりますと、どちらかという和多度志に行った方が凄く便利だと、信号はひとつしかありませんし、東予を回ればひとつもないと、2分か3分で行けますから、そんな事で日常活動がだんだん向こうへ向いていくと、それは農協の職員もこれから交流されていくと思います。沼田の生産資材課にいた人が多度志にいたら「おう」というような事で行きやすくなる、更に旭町のスタンドもなくなると聞いておりますから我々は15分もかけて、往復30分もかけて燃料は絶対に入れに行きません。そんな非効率のところにガソリン代かけて何故行きますか。やっぱり多度志の3分のところの、2分のところにスタンドありますし、3分のところに農協がある訳ですから、価格は合併しますと全部同じです。そういうふうに考えますと、恐らく沼田の市街に東部の方、特に東予、共成の方はほとんど来ないと思います。今でも「いや、そっちの方がいいんだ」と、昨日も共成の駐在さんと話したら「いや、やっぱり俺も多度志に買いにいくな」と、そんな事です。皆そう思っているんです。そうなりますと、如何にこの沼田の町のなかを整備するかと、来ても坂の下まで5分であと1分で行けるところが5分かかるわけですから、往復しますと10分ぐらいロスするんです。信号で車が来るとなったら私いつも計っておりますが2分35秒から40秒かかります。とっても、前にも余所から来た人だと思いますが、信号の前で車止めてずっと線路見ているんです、「どうしたんだ」と。私どもはこれわかってますからこれは2分40秒待つとらなきゃいかんと、覚悟しますけれども、そんな非効率の町、或いは信号が3つとも揃ってません。連携プレーがとれてないと、1回止まったら必ず3回止まらなければならないと、こんな町に私は来たいとは思いたくないと言いつつもわが町ですから来ますけども、義理で来ているようなものです。そんな事では困るんです、やっぱり。町の中がスムーズにどこでも行くときにはもう坂の下から1分で行けると、その事が農協にこれから合併してみても農協の成績が上がらないと人員が減られるんです、農協の職員も。こんな沼田の売れないところにいっぱい置いておけないから、他の所に回すと、こんな事は言うまでもないんです。そんな町にやっぱり町長としてはしたくないと思うんです。とすれば、どうしたらいいのかということを今からやっぱりこの考えて、踏切はアンダーパスにするとか、信号は減らすかももう少し連携がとれてひとつ止まれば、1回止

まればずっと町まで行けると、そんなスタイルにしてほしいと、更にもうひとつ追い撃ちをかけて2番目にあげておりますが北空知広域農道、これはいま議員さんであります吉田さんの前から秩父別に抜ける道路、これは恐らく何年後に出来ると思います。更に、いま多度志から深川間の道路が整備されております。私は深川に行くのに15分です。恐らくこれが整備されますと10分で行けると思います。10分で大店舗だとかというところにずっと行くということになりますと、沼田へ来るのと同じです。そんな事を考えると経済活動の流れはどんどん沼田から遠ざかっていくと、特に東部の方が。そういった意味ではやっぱりきちっとした町の対策、それともうひとつは農協合併ということで組合長さん当りに聞きますと、その沼田の経済活動とかそんな事一切考えてないと、考える暇がないというんですか、余裕がないというんですか、もう農協合併で頭一杯だと、そんな状態だそうです。そういった中で、やっぱり町がしっかりしてないともうお客さんから町民からみんな逃がしてしまうと、こういうふうになるんでないかと、その他に道の駅の設定とか農産物の直売所、こういったものをしっかりと構想の中に入れていく、農協の本所も皆さん方も考えてみても皆同じ意見になると思いますが、恐らく幌加内や雨竜に行かないと組合長も言いましたけれども沼田も厳しいと思います。そうなりますと、いま農協の本所がどこになるかということで器とか色々考えますと秩父別、妹背牛、一己です。大体これがもう誰が考えてもその辺にいきそうです。そうなりますと、本所へ行くということになりますと今吉田さんのところから回って広域農道で行くか、深川回っていくかと、こんなふうに東部の方はどんどんそちらの方へ流れていきます。本所行ったついでに買物をする、そうなりますと尚更町としては275をどういうふうに整備するかという事が大きな課題であろうと思います。バイパスを含めて町長はどんな判断をされているかお伺いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 議員さんの話を聞いていたら、もう農協が合併したような話で、如何に沼田の町にその魅力がないか、というような話ばかりが聞かされたという感じでありますけども、確かにそれは今の踏切私も不満で何回か振興室に解決策に旭川の担当のところに行っております。本来JRに協力して不便を与えられたということでは、非常にこの私どもも不満なわけで絶えずこれは相当に強力的にやっつかないといかん、しかしアンダーパスというのはなかなか難しいだろう、しかしスピードを、信号機の時間を短縮させる、元の姿に戻させる、これはやっぱりやっつかないといかん、そう思っておりますし、町の流れ、例えば信号、いまお話ありましたけど、これを揃えるというのはこれはそう難しい話でない訳でありますから、何といっても今はやっぱり農協の店舗もそうありますが、商店街のなかにひとつの魅力があればこれは「多度志に近いから行く」ということではなくて、行き馴れたやはりこの人と人との関係で来てもらえるように商店街自ら努力する事と、更にこの今の流れについてはそれなり

の努力をしていかなきゃならん、そういうふうに思っております。ただ広域農道とか、或いはバイパスの話は非常にありましたが、これは当初予定していたより相当時間かかる、来るだろう、今その重点的なものについてこの何町か共同で利用するところ、それからいうと広域農道はその中に入りますけども、広域農道というのは地元負担がつくわけですよ。地元負担のつくもの、それからそれが1町でなくて広域的な、例えば高規格道路、ああいったものについては重点的に従来よりも進むだろう、そういう理由づけで今公共事業については私どもも取り組んでいるところであります。例えば槻新の、今もう工事がかりましたけども、大勢の人が新たに入ってくる、ああいう沼田停車場、達布線ですか、こう言ったところも早く解決するだろう、そういうふうに思っておりますけども、今お話された点につきましては、ただバイパス何かについてもこれはなくても済むわけですよ。現在のところ流れを良くすれば、ですからかなりかかるとしても遅い、そんなふうに思っておりますから現在あるものを最大限これは整備してかなきゃいかん、流れを良くしてかなかったら、いうふうに思っております。そんな事で、これは私ども行政で出来ること、そしてまた地域の皆さんもやはりこの地域を大事にしてみようというようなことでお願いを致したいものだ、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再一 考え方としては町の中を整備すると275、こういう基本に立つてやるというような考え方であろうかと思えます。そこで、特に私どもはやっぱり沼田の町、農協が可愛い訳ですから無理してでも来ますけども、今の農協の職員でも我々の子供たちでも、とにかくガソリン入れるのでも茂田石油まで行くんです、旭川まで。それぐらいその車の若い人達の考え方、合理性、そういうものをしっかり捕まえておかないと我々は何とか守ろうと思えますけども、あとの世代は恐らくそんな事は考えていないと思えます。組合長が「沼田の町は可愛いかもしれないけども、そんな自治体のことを考えている暇がない、余裕がない」とこれと同じだと思うんです。若い人はどんどん合理的に物事を考えますから、恐らくそんな不便なところ来るよりあっちへ行ってみようとか、そんな気持ちが強いと思うんです。そうなりますと、やっぱりこういう流れをきちっとこう整備しながら魅力ある町、「いや、沼田の町は通っても素晴らしい景観だし、買い物しても楽しい」と、或いはそういった面は若い人達に印象づける、我々だんだんと年をとって車を運転しなくなる訳ですから、我々の事を考えても駄目だと思うんです。町長さんはやっぱり若い人達、担い手がどう考えているかと、そういった意味でこの道路の整備計画、これ等を含めてやっぱり町並み整備から含めてやっていかなきゃいけないと思うんです。そういう面では先程から答弁の中ではどうも中高年層を対象にした答弁しか出ておりませんので、もうちょっと前に進んだ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。いや、杉本議員さんのご意見十分参考にさせて頂いて、これからの地域づくり、毎日が取り組んでいるわけでありますから検討させて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 次に11番山木議員、農業問題についてを一括して質問してください。

○11番（山木議員） 11番、山木。去年産米をめぐる助成については、今ほど杉本議員の質問で十分ご理解を頂いていると思います。しかし私の思いは、春の営農計画書の段階で15,500円の価格設定で計画を組むように指示をされ、この計画に従って全ての通しが終わった段階での13千円の価格表示、この事は1年に1回しか収入のない稲作農家にとってはまさに死活問題であります。この事は4月に策定されました第5次農業振興計画、この中に15haの本町の平均的な農家のかかる生産費と、こういった中で中に記載がされております。皆さん方の十分ご存じの事だと思いますけれども申し上げますと、10a当りの直接生産費、これは59,582円となっておりますし、当然今は機械化の時代でございまして農業機械にそれぞれ投資を致しております。そういったものを10a換算致しますと32,380円、合計致しますと91,962円という生産費がかかる理屈になっております。これは10a当り8.5俵とれた計算にして13千円かけますと110,500円、これをひいて18,538円が手元に残るわけですが、これは全く農地の借金のない人の話でございまして、本町の場合は皆さんそれぞれ10年ぐらい前に農地を買い求めた方がほとんどかと思えます。こういった方々が600千円、500千円、700千円という価格で買って、いま支払いがちょうどピークにあると、そうしますと10a当り約33千円の元利均等払いをしているかと思えます。更に町長も地主さんであるからわかるかと思えますけれども、小作をしている方々が小作料をそれぞれ払っている例もございまして、本町の場合24千円平均というような数字が現在弾かれておりますけれども、どこにこの18,538円からそういった費用が出てくるのか、こういう経営が当然長続きすることはない訳でございまして、その認識の上に立って早急に対策が必要なもの5点ほど整理をして質問致します。

1点目は、本町の稲作農家は過去において国の支持どおりに従ってしたことは理事者も十分認めていると思います。その結果が、このように生産コストを割るような低米価であります。米が基幹産業の本町として、国に対し強い怒りを持っていることは先程杉本議員の答弁に立たれた町長の答えて私も十分に理解は致しますけれども、まずは今年度の年越しからが大変な事でありまして、米をやめて他の作物に切り替えていく農家も出てくるであらう、そう致しますとせっかく町長が一生懸命力を入れて作ったバラ施設の利用数量は減少、そうするとそのコスト高も出て参りますし、ロットの減少によって業者にも見放される事態になって参ります。ここは何としても価格保障の道しかないと私は考えております。国、道への要請と併せて、町独自としても米農家支援のためにそういった取り組みをすべきでないか、このように考えます。

2点目は、こういった低米価が定着するようであれば、営農を続けていくことが不可能な農家が多数

出てくるであります。土地を売って整理を出来れば問題は無いわけですが、農地価格が底をつくまで下落することが予想される中で、極めて悲惨な形で離農者が出てくると考えられます。

今までは担い手事業の形のなかで、開発公社が大きな支えになって参りました。今後、急激に下落する価格構成の中にあつて、どこまで開発公社が支えられていけるのか伺いを致したいと思います。

3点目は、こういう情勢でございますので一層のコストダウンが要求されるわけでございます。この事は今も杉本議員からのお話がありましたけれども、農業者も当然その努力はいたさなきゃなりません。しかしながら、行政として出来るもの3点を伺い致したいと思います。その1として、土地改良区の吸収合併であります。この事については、6月議会で杉本議員の質問に対し「改良区から要請があれば前向きに検討をしても良い」というような答弁があつたかと存じますが、今でもその気持ちでおられるのかどうか伺いを致します。その2として、本町の農地は豪雪地帯の中山間地が多いということから、春の農作業を短期間で進めなきゃなりません。そういった事から、極めて高価な農業機械が導入されております。これ等がコストを大きく押し上げているわけですが、このような特殊事情を良くご理解を頂きまして、制限緩和を折り込んだなかでの農業機械に対する補助事業の獲得、これにひとつ全力を上げて頂きたいと思うのでございますけれども、如何でございましょうか。その3として、昨年から米バラ施設が稼働しておりますが、この米バラ施設に伴い農家が負担している費用について棚上げが出来ないものか。

大きな4点目でございますけれども、米バラ施設が雪による貯蔵ということから町長がいつも言っておりますように全国的にも脚光を浴び、町長の夢の深さに敬意を表するところであります。しかしながら、現在はホクレンとの抱合せ販売という事で、本来持っている力を発揮できないまま13千円の価格が表示され、誠に残念でなりません。我々も組合員として農協に強く申し出をしていきたいと思いますが、事業主体の町として雪中米の独自販売を農協と協議できないものかどうか伺い致します。

5点目として、今後これ等の米価の回復が期待出来ない場合、離農される方が急増すると思われます。そういった方々の誰もが生まれ故郷に残りたいと思つていると思います。しかし、生計を立てるところがなければどうにもならないわけですが、過疎化を食い止めるためにも早急な受皿が必要かと思いますが、どのような対応策を考えておられるか、以上5点質問致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。私どもも農業団体も全てのものがこれから大きな運動を起こしていかなきゃならんということは杉本議員さんに申し上げたとおりであります。その中で更にまた具体的に山本議員さんからこの問題が提案されておりますが、まず農地の流動化の関係でありますけれども、売り手があつて残念ながら買い手が少ないということになるだろう、そういう方向になるんでしょうが、農

地開発公社ですね、これはやっぱり条件付きですから無制限に買うということにならないだろうと、やはり買う人が、いま年数10年になったのかな、5年から10年というスパンが伸びただけでも、「10年後は買います」という事があって、これが農地開発公社が買い上げるわけでありますから、その辺の限界とがある、これも北空知の首長サミットの中でもいろんな意見が出ました。売り手がある、しかしこれを、受皿はひとつは私が提案したのでないけど、提案したなかに行政がいったん持つことが出来ないのかという話も、こんな提案もあったけど、これは残念ながら行政は持つわけにいきませんが、もうちょっと開発公社の年数は10年で延びたところでありますからいいんですけども、もっと持てるそういうふうには支援していかなくちゃ、国が支援してもらう、いうふうにしていかなければこれはちょっと買い手がないであろう、そういうふうには思っております。価格の限界というご質問でありますけども、これも条件付きだね、530千円だそうでありますけども、そんな状態でありますから何れにしても条件付きの今の段階では、それでそこしかないのか、開発公社の枠をもっと、国の資金を出せばいいわけでありますから、そういった事についてはこの農地の流動化対策ということではいろんな場面で提言致しております。それから5年が10年になったのも農業団体、我々もずっと言い続けてきたことで、10年となればこれからは相当また事情が変わって参りますから、どういうふうになるかちょっと先が分かりませんけれども、今後ともいろんな要請をしていきたいと思っております。

それから土地改良区の吸収合併、私は6月議会に「改良区さえ良ければ」という答弁はしてないと思うんですが、そういうふうには答える側と質問する側というのはそれぞれ自分のこの主張に近づいたと思うところでそうなるのかも知れませんが、これはあくまでもその改良区、土地改良法に基づいて改良区が運営主体となつてぶか金を集めて運営をしているわけでありますから、その独自の組織を私の方で「改良区さえ良ければいいですよ」、「いらっしゃい」というのではなくて、これはもう決めるのは改良区で～～。

○11番（山木議員） それは町長、私が質問したのは「改良区から申し出があれば」と言ったんです。申し出があれば町長は前向きに検討してもいいという答弁をしたというぐあいに言ったので、改良区からそんな、そんな表現でございせんので。

○町長（篠田久雄町長） 分かりました。改良区からそういう申し出があったときには検討しなければならないでしょうと、その考えには変わりはありません。

それから農業機械の、2番目ですか、もっと補助ということであることでもありますけども、これ農業機械、私も農水省にはずいぶん言っているわけでもありますけども、多機種、少量生産がやはり農家の負担になっているわけでありますから、もっともっとその共通の、自動車は何故海外に輸出して競争できるか、農機具は出来ないわけで、それはそのたくさんの機種があつて少量生産、それぞれのメーカーに

よって全部部品がそっくり変えなきゃならん、もっと部品の共通化させるそういう指導をしてほしいと、そうすることが一番やっぱり安くなるわけでしょう。ですから、こういうところから始まらないと、ただ自治体や道で助成しているだけではこの解決、問題解決にならない、そのように思っております。そういう要請を致しているところであります。

それから、この米バラ施設につきまして確にお蔭で農家の皆さんのたいへんなご協力頂いて20万俵に近い米がほとんど、もちろん農協の職員の大変なご苦勞を頂いて交替制で処理したから善良に近いだけ処理させて頂いたことが400円を割る金額で処理することが出来たわけでありますから、やはり大勢の皆さんが、ほとんどの皆さんが利用して頂くことがコスト低減になると、そのように思っております。

そこで、この負担の費用の棚上げということでもありますけども、これやはりこの組合員の皆さんとやっぱり農協が窓口になっておりますけども、農協との、町との合意の上で決めたことでもありますから、それは今いいですよというんじゃなくて、私はなんに前向きに取り組んでいくときには次はどうすればいいのか、それはこの雪中米といっても4万俵高々であります。ですから、20万俵の内の5分の1でありますから、これはやはり少なくとも半分近くまでこれを持って行って、本物の雪中米というのは、雪中米の量を多くしてかんきゃならん、というのは農協さんの考え方であり、私ものそうだと思っておりますので、この古い倉庫ですね、低温でない倉庫、これを改造して2棟一辺にすることによってコストは下がりますから、明年に向けては予算要求致しております。そういった事でまた支援をしていきたい、ですからこの棚上げの負担でなくて、新たにやはりこの雪中米として売り出した沼田としてそれを実際に更に進めていく、沼田の米は売れるというやはりこの農家にも自信を持ってもらうということで、こういうふうに取り組んでいきたい、そのように思っておりますからご理解を頂きたいと思っております。

それから最後の問題、難しい問題であります。私はこの離農した人すぐ、じゃ受皿というわけにはいかないかもしれませんけども、やはり沼田の町の中で働く場所ということで、この行政報告の中でも申し上げましたとおり、絶えずこの企業誘致に最大限努力しながら少しでも雇用の場を増やしていこうと、そんな事で努力を致しているところであります。農家といっても米がこういう状況でありますけども、じゃあ替わって農家の人が畑作の「これがいい」というもの何もお薦めするものはないものわけで、皆さんが自らあの中で「これがいい」と思うものに取り組んで頂く以外にないので、その点離農したから全員がここで受皿作りが、こういうものがあるということは申し上げることが出来ないのが非常に残念でありますけども、しかし行政の私どもの施政として何とか働く場所と思って企業誘致に最大限の、従来以上の努力をしていこう、非常にこの付近新たな企業というのはこないけども、他の町から見たら沼田が不思議な状況だというのは、企業は多くはないけども1年に一つか二つずつは来て頂いている、も

う一つは今公表する段階ではありませんけども、先日からまた一社といいますか、来てくれておりますのでこれも何とか実らせたいと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 11番。

○11番（山木議員） 一再 町長から前向きな答弁を頂きました。理解を致しまして、これも次に進みますけども、バラ施設の棚上げの関係、これについては理解致しますが、こういったものを何とかそのバラ施設の運営基金と申しますか、とにかくお金が効かかっていくことになってきますので、そういうものにそのまわすことはどうなのかと、その辺がひとつあります。

それと、もう一つは離農の関係ですけども、やっぱり農家の方は農業に係わる事業が一番いいのかとこういう具合に理解を致しますと、最近核家族化が定着を致しまして近年米の無菌パックの米飯、或いは冷凍米飯を取り組む企業が特に増えて参りました。何とかこの辺の大手食品企業をひとつ本町に呼ぶというか、呼んで、ひとつそういった中での契約栽培、若しくは米以外の野菜等についてもそういったところで処理できるものがあれば一番いいのかと考えますので、その辺の事もひとつ、ふたつ併せて伺い致します。

それともう一点は誠に申し訳ないんですけども、農業委員の会長さんが今日お見えになっておりますので、こういう事のなかで先程申し上げましたように米の小作料、これが極めて近年、最近問題になっております。冒頭申し上げましたように残りますお金が1反当り18,538円と、こういった中で平均24千円の現在小作料を払わなければならない、その事に関して農業委員会も当然何らかの方法を考えているのかと思うんですけども、まず今年度の差し当たり対策と本来3年の期間が〜〜しておりませんので見直し云々について、次年度以降の見直し云々について2点、これは農業委員の会長にちょっとお答えを頂きたいと思います。それでは町長からひとつお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。新たにご提言ございまして、それはそのように調査をし、また努力をしてみたいと思っておりますし、また離農される年配の方ではシルバー人材センターに入ってもらって、また農家のお手伝いというのが結構やっぱりこれはもう年通してないだけに安定した収入というわけにはいきませんが、そういったところでも協力頂いたり、そんな面でもまたお願いをしていきたいとそのように思っております。十分ご提言あったことについても企業誘致になるわけでありますから、努力をしてみたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（吉尾政春議長） 農業委員会長。

○農業委員会会長（小西義光会長） 現段階のなかでというようなことでお答えさせて頂きたいと思いますが、実は16日に農業委員会の作況調査がございまして、そのところで、昼食の時間にその間

題が出ましてほとんどの委員の人の中でそういう問題が出ておりました。小作料の改定の関係で、結論を出したわけでもございませんし、そう簡単に出るものでもございません。といいますのは、やはり小作料というのは相手があって貸し手と借り手が合意の上で3年ないし5年、或いは11年、年金絡みの中では11年になるわけですが、この事でそう簡単に合意して決めたものが替えられるかどうかという問題もありますし、それに小作料の改正の基準なんかにつきましてもその要項に当てはまるだけの差があるかどうかというような事も何かあるんだそうで、まだ文章十分読んでおりませんけれども、そんな事もありましてこれからの課題として早急に我々ももちろん農民ですから、やはり小作料は払うほう側の立場ですから、そんな事で十分に検討させて頂こうという段階でございますので答えにはならないかもしれませんから取り組んで参りたいと考えておきます。

○議長（吉尾政春議長） 11番。

○11番（山木議員） 一再々 会長にちょっと再質問、いいですか。今、お答えを頂きましたけれども、事は緊急を要しているわけなんです、今年の話なんです。そこで相手がいて借り手がいてとわかりますけども、やはりこれは農業委員会が中に入るといのは一番ベターな方法だと私は思っております。更に、来年度以降についても云々という事でございますけども、今いった18,538円でどうやって払っていくかということは分かっていると思うんです。それもそんな悠長な話でなくて、しかるべく時にはっきりものをさせるのがいいんじゃないかと、そう思っておりますのでもう一回。

○議長（吉尾政春議長） 農協委員長。

○農業委員会会長（小西義光会長） 農業委員会としてのやはり自助努力という意味で、早急に話し合いも勿論致しますし、検討を進めて参りたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 休憩を致します。

14時49分

○副議長（谷口清治副議長） 再開致します。

15時22分

（吉尾議長、久保議員不在）

○副議長（谷口清治副議長） 続きまして一般質問を行います。野議員。

○9番（野議員） 9番、商工問題について。中小企業振興対策についてお伺いを致します。先程から農業問題一色で、この後もまた更に農業問題が出てくるだろうと思いますけども、私は農業問題の中間で商工問題についてお伺いを致したいと思います。先程から杉本議員、山木議員さんのいろいろお話を聞いておりましたが、やはり沼田町の1次産業の農業、そしてまたそれに商工関係があって沼田の町が

あるのかと、こんな感じでおります。そんな事からこの中小企業の振興対策についてお伺いを致したいと思います。

まず第1点目に、情報プラザ建設後の商店街の、商業の展望についてお伺いを致したいと思います。近年の消費生活の変化、潤いや快適を求める住民の価値観の変化等に伴い商店街に求められる機能は単に物品の販売にとまらずサービスやレジャーなど益々多様化、高齢化する以降にあるわけでございまして、小売業は流通機構の大きな変化に的確に対応することが求められておりますが、小売業者が商工会の沼田町の会員になるわけでございますが、地域経済の重要な担い手であり、また商店街はいわば町の顔であるというふうに考えております。沼田町の商店街、そしてまた基幹産業である農業について商店街の振興、整備、更に集客力を高める施設の整備等のお考えを町当局、そしてまた商工会とどのような中、長期的な打合せをされているのかお伺いを致したいと思います。

続きまして、もう一つ目の中小企業の診断士による個別指導方式の導入について続けて申し上げたいと思います。中小企業の診断指導の問題でありますけれども、本町にあります商店、いま大体商工会員が150ちょっとあるかと思っておりますけれども、零細企業でありまして経営者はそれぞれに何とかひとつ打開したいと暗中模索をしておりますが、活路を見出せないで困っているのが現状でございます。色々沼田町、そしてまた商工会が講習会、研修会を開くなどそれなりに配慮をしていることと思っておりますが、その実行が上がるまでに至っておりません。受講を受けた関係者に成果のほどを聞いてみますと、総論としては理解は出来るが、自分の聞きたいのは個別のきめ細かい指導を望んでいるようでございます。そこで受講者を集めてでなく、中小企業診断士が企業の方に出掛けていく、出張経営相談方式の導入について如何お考えでしょうか、お伺いを致したいと思います。大都会に行きますと、色々な大手企業等にこの企業診断士がかなり導入をされていることも聞いておりますし、我がうちの町の商工会もその指導員がそれぞれの商店街のほうに行って色々ご指導しておられるだろうと思っておりますけれども、やはり商店街をずっとこう回って歩きますと、やはり大きなところの会合じゃなく、やはり身近に来て頂いていろんな説明をして頂く、また我々の言うことも聞いて頂きたいというようなことと、もう1点は費用の面でございますが、この費用についても企業診断士というのは結構沼田町に参りますと結構なお金がかかる訳でございまして、この費用を町費で負担をするわけにはこれは参りません。本人は応分の負担をし、町が若干助成をする方法もあると考えますが、個別指導方式の導入について町長どのようにお考えかということでございます。私どもこの情報プラザ建設の箱ものが出来て、商店街が今、中・長期的にどのような考え方をしているのかということが一番心配になるわけで、町長、更に役場の職員さん、商工会の役員さん等でいろんなお話をされているだろうと思っておりますが、そういった中身を是非ひとつお伺いを致したいと思います。先程農村の方から農業が全く大変な事態が起きてきている。そしてまた沼田

町が非常にあまり魅力のあるような町に言っておりませんでしたので、私はやはり魅力のある町にするためにはどうしたらいいのかと、箱もののいいものを作ったって商店街は潤わないという感じも致しております。そんな事も併せまして、町長のご意見をお伺い致したいと思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 議員さんがおっしゃいましたようにこの箱もの、情報観光プラザなり商工会館を建てたから町が良くなるということは何にもないわけであります。あと、要はこれを如何に活用するか、利用するか、利用する人によって変わってくる、私はそう思っておりますから、これは長い年月かけて要望されてきた情報プラザといっておりますけれども、商工会館でもあるわけであります。これはやはりこのイベントの起点になったり、或いはまた役員の、会員の皆さんがより所としてそこに集まり情報交換する、それをやっぱり経営のなかで活かしていくというふうにこれからの事については役員さんがリーダーシップを発揮して、或いは事務局がリーダーシップを発揮して大いに活用して頂く、そういうものにしていかねばならないだろうと、ですから作ったから私町としては「ああせ、こうせ」と言うんじゃないくて、商工会の中で自らこれを活用して頂くようお願いをしていこうと思っております。ただ、これからの町の形態として私は今後に向けて非常にこの空き家とか、空き地が出た場合にこれは新たな方法で町としては国の支援も得ながら駐車場にするとか、或いはまたそこに公共の施設を建てるとか、こういう方向をこれから考えていかなきゃならんのではないのか、そのように思っております。

それから中小企業診断士による個別指導でありますけれども、これお道が中小企業診断士というものを依頼すれば派遣するようになっておりますから、これは希望してもらって派遣して頂く、費用の面はちょっと私分かりませんが、それはまずまだ今後の問題としてやはり必要であればそういった事は事務局がよく熟知しているはずでありますからその辺必要に応じ、また大いにそういう制度を活用して頂くということが大事なことでないかと、そのように思っております。

○副議長（谷口清治副議長） はい、9番野議員。

○9番（野議員） 一再一 わかりました。町長、この中小企業の振興対策について私ども議会の、先程も議運の中で色々お話し合ったんですけれども、やはり小さな町だけにひとつのものを起こそうとすると、これは我々みたいサラリーマンから退職した人間であればこう大したことないんですけども、やはり商売やっている人というのは非常に寄付問題が非常に沼田町は多いということを聞いております。今回中学校の50周年記念、高校の50周年記念、そしてまた保育所ですか幼稚園だったか、そういった問題も出てきておりますけれども、やはりこういった商店街の弱みを突っ込んでのこういった寄付行為なんというのはやっぱりこれから考えていかなければならない大きな問題でないかと、このように考えて

おります。これ商工振興対策とはちょっとずれますけれども、やはり商工会の人方が一生懸命やっている、弱みを突っ込んだ寄付行為というものもこれからやっぱり考えていかなければならないし、寄付行為のものがもしあるとすればこういったものは出来るものであれば行政は印刷屋でございませんで、金の印刷屋でございませんで金を出せないと思うけど、その中身を十分検討して支出すべきものは支出し、なんというか寄付行為をしないでやはり行政でやれるものはやって頂きたいと、このように考えております。町長のこういったことについての答弁は私は要りませんけれども、そんな事で宜しくお願いを致したいと思います。

○副議長（谷口清治副議長）　続きまして2番橋場議員、農業問題の1のイからホまで質問願います。

（15時34分　大沼議員、野議員退室）

○2番（橋場議員）　2番、橋場。政党にはその政党がやろうとする基本的目標、要求、任務を規定した文章があるわけです。これは綱領といって戦略的な立場に立って作られているのであります。その綱領の中に日本にたくさんある政党のなかで、農業を日本の基幹的な生産部門とはっきり位置づけている党は日本共産党だけなんです。綱領にきちっと位置づけてありますから日本農業、それから農民経営の発展のために政策を掲げて闘っていくのは当然のことであります。私達は自国の農業による食糧自給率を高めて、国民に安定的に安全な食料を確保することは独立国として最低の条件のひとつだと考えて戦っているわけでありまして。新農政が発表されたときに私達はこれは規模拡大、規模拡大で何か日本の農民がやっていけるような錯覚を与えられているけれども、これは米の貿易自由化を前提にして日本の大多数の農業切り捨てる政策だということを一生懸命訴えてきたわけなんです。ところが、これは農民の人達は聞いたとしても、特に農業関係や農業指導者の人達は反共産党という立場から聞く耳を持たなかったんです。ところが今どうなっているかという、さっき本当に私はもうちょっといいのかなと思ったら、山本議員の方からああいう質問が、発言がありまして、しかしよく一揆も起こさないでいれると本当に驚くような状況が進んでいるんだと思いました、本当にびっくりしています。それなのに、自給率向上やる、しなきゃならないということ皆知っているはずなんです。農家の人達もそういう事として知っていながら、希望しながら今のようなやっていけないような状況に一体なったのは何故なのかということを考えてみたいんです。残念ながら農協の農業団体の指導者や、農民運動の指導者の人達は選挙になると農民の前ではいいこと言うけれども、政党としては農産物の全面的な自由化を狙って、考えている政党の応援をしてきたわけです。ですから、やはりどうしても自分の立場としてもものの本質を見れなくなってしまうと、そういう事からやっぱり農民の人達、農家の人達の怒りを結集することは出来なかったのではないのかと、こんなふうに私は思っている訳なんです。それで、いくらなんでも日本の政府だもの、日本の農業はいらないなんて考えるはずがないというのは普通の私達が考えることなんで

す。ところが実際に経過を見ているとそんな事ではなくて、もう日本は高度に発展した資本主義の国でありますから、国の政治もそれから官僚も全部その財界と癒着してますから、そういう中で政治が進められているから自分たちの利益のためには、利潤追及のためには国民の事はひとつも考えて〜のは国家独占資本主義なんです。ですから米であろうと何であろうと、自分たちの利潤追及のためには全て利用するんだと、自分たち吸収するんだと、ここのところは根本にあるんだということで米の問題を見ないとやはり価格保障だけ〜1俵2千円下がって大変だと、だからこれを何とか保障することを国に要求してくれ、私もその事を書いてありますけれども、これだけで言うと米が今の状況になったのは米には金が掛かり過ぎるんだと、安いものを買ったほうがいいんだということでこんなふうにされたわけです。だから、また国民から何で農家だけにそんな国が補助しなきゃならないのかと、そういうものはやめてもらったほうがいいんじゃないかという世論が作られてくるわけです。そういう意味で私はこの事を要求してますけども、どういう経過でそういうこの米が輸入自由化になっていったかということ、この資料を出しましたのでちょっと読んで頂きたいんですけども、1980年代にこのソニーの名誉会長がこういう事を言っている訳です。それからナカタ・サオというんです、ダイエー社長。こういうふうに言っている、これはこの人たち個人個人の言葉でないんです。その当時の財界全体の目指しているものを発言しただけなんです。ですから、「いや個人的にはそういう人いるだろう」という中身でないんです。この時からもう既にずっと米の自由化は狙われていたんです。けども、それは国民や農民の人達にわからないように「自由化は絶対にしない」と選挙の時には各政党が叫んで、農民の票をもらって政治を続けてきたわけなんです。80年こういう財界のほうがこういう農業に対しての考え方を持っている中で、10月にこういう総理大臣の、この時は中曽根総理大臣なんですが、諮問機関が80年代農政の基本方向というのを、財界の方針を出したんです。この時に食糧自給率の向上というのがなくなりまして、食糧自給率、この率と力では全然違うんです。自給力というのは外国から買って来て与えても自給力なんです。金さえあればなんぼでも食料はあるんだという立場なんです、こういうふうに変わってきたと。この日米諮問委員会というのがどんなものか色々調べたんですけど、ちょっと具体的にわからなかったんですけども、ここでこういう文章になっているんです。「日本のような耕地の狭い国では、米を含む穀物生産や肉牛の飼育はやめてアメリカに依存し、日本農業は草花や野菜を作りアメリカ産飼料を使った養鶏養豚をやれよ」と、こんな文章がはっきり報告書にあるんだそうです。そして、その時の中曽根首相は「これを尊重する」という事ははっきりいっているんです。これが、その後の日米支配層による日本農業解体の共通の指針になったということなんだそうです。これ、私達の党の1980年代の文章を調べてみたらこういう事がずっと載ってました。86年の4月には前川レポートというのが出て、こういう国際協調のための経済構造調整研究会の報告のなかにも、農業の問題については農業のような生産

の上がらないもの、こういうものに税金を注ぎ込むのは無駄だという内容のところが農業問題であったんです。米にしろ石炭にしろ経済構造転換には非常に痛みが伴うと、でもやらないと海外から袋叩きにされるし、「めでたし、めでたし」というわけにはいかないと、その時にはもう既に炭鉱は、石炭は潰されていたんです。残念、農業だけは何とか残っていましたけど。「米の自由化問題では、外国の圧力を利用すべきだ」というのが中曽根首相の行革の中身なんだそうです。そして、その後の米、ガットの協定の中で、アメリカとの交渉のなかで日本の政府は日本国民向けには頑張った、頑張ったと言っているらしいんですけども、その後に交渉相手のアメリカの交渉担当者が「日本というのは風圧をかければ、いくらでもおれていく」ということで、自分の国でちゃんと演説しているんです。だから、アメリカの企業は「大丈夫ですよ」という。そういう事を平気で言っているのが日本には知らされないけれども、事実としてあるわけなんです。私はこういうふうに農業だけがポツンとあるんでなくて、今行われている、後で質問するいろんな行政改革でもって国民の痛みもこれ以上どうにもならないという問題いっぱいあるんです。これと農業を潰されるという問題と同じなんです。ですから、農家の人達はやっぱり今自分たちにかかけられているその状況だけではなくて、日本国民が全体大変なんだという立場に立って一緒にやろうという事になれば大きな運動が起きていくんですけども、残念ながらその中心になってやらなきゃならん労働組合が、私達と共同している労働組合は例えばインディペンデンスですか、あれらが入ると昼のデモをやったり、医療改善がされるときには昼休みデモを各町でやっているんです。ところがそれ等は報道されない、一切。しかし、そうでない社会党系だった労働組合が、社会党がおかしくなっちゃったものですから、昔なら例えば炭鉱が潰れるといったら炭鉱労働者だけでなく、自治体の労働者もそれに一緒になってストライキやったものなんです。ところが、米の輸入自由化によって国民の食糧が安全に供給されないというような時期に一つも闘えなかったのは、こういう所にあるんです。これを何とかして私達は変えていかないと、闘えるような方向にしていかなきゃならないこう思っているんですけども現状はそういうわけだということなんです。それで、私はこういうふうに米の輸入自由化、農業破壊というのはもう周到に、言ってみれば私達は御用学者と言っているんです、大企業に奉仕する大学の教授や何か「これはもう自由化されない駄目なんだ」と「世界中から叩かれる」だなんて一生懸命テレビで言うものだから、国民の人それに皆マインドコントロールされてしまうんです。そうでないということをやはり農業指導者だとか、農業団体の指導者だとか町長がこの立場に立って農民の人達と結び付けていく必要があるのではないかと思います。それで、イ、ロ、ハ、ニについては大体決議案も請願も出てますし、備蓄米やその輸入米は絶対に市場に出さないということを是非ともひとつ要求して欲しいし、外国に食べれないところがたくさんあるわけですから、町長も言っていたように国がやっぱり金を注ぎ込んで農民の不利にならないようにして、援助するということをやっぱり

進めていってほしいと思うんです。根本がやっぱり日本の農業、農産物は本当に日本で自給するんだという立場に立つならば、このWTO協定の見直しの時期にやはり「農産物をこの協定からはずせ」という要求を、私は一番大事なことだと思うんです。ガットの関税貿易一般協定の建前というのは、各国の経済主権尊重が原則だということなんです。今、米がこうやって潰されて農民が路頭に迷うというのは、これはその国の経済主権をもう本当に侵していることなんです。そういう立場から、当然「農産物を除外すれ」と言うことは要求として通るわけなんです。ただ、国がやろうとしないんです。アメリカの風圧に負けてしまって、だから下からの大きな要求が必要だと思うんですけれども、こういう点で町長会だとかその中で国に対する要求ということを先頭に立ってやって頂きたいと思うのと、20日に危機大会があるというんだけど、そういう立場でひとつ啓蒙してほしいと思うんですけれども、どんなものでしょうか。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

（15時36分 野議員 入室）

（15時42分 大沼議員 入室）

○町長（篠田久雄町長） いま橋場議員さんっしゃったとおり、また先程山本議員や杉本議員さんにお答えしているとおり考え方は全く同じでありますから従来も今までもそういうこうえい、行動というのは起こして参りましたし、この今の問題は何人かの国会議員の先生方にも私は直接会いながら、また一つは北海道土地連合会という立場でも動いたり、いろんな場面で大都市にいらっしゃる議員の方々とも懇談しました。その席でも申し上げて、この農業が潰れ地方が崩壊した時の国の姿はどうか、というような話も申し上げて参りましたし、今おっしゃったようにこの20日にはその会合がございますし、盛り上げながらこれがその一部のガス抜きでなくて、その声が中央に届く、そういう仕組みにしなければならんということも組合長に申し上げておりますし、これがこの沼田だけでなく今3箇所目です、北竜と深川市と沼田が3番目、この空知全体にそういう声が起り全道に広がった、畑作には無理です、なかなか歯車がちょっと合わないようなんですけれども、しかし米どころが全てこういう運動が起り、これをやっぱり国を動かす力になっていかなきゃならん、そのように思っておりますので、また色々ご支援を賜りたいと思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 2番、橋場議員。

○2番（橋場議員） 一再 集会が開かれるんですけども、実はやはりWTO協定の中で食糧、農産物を外すというところが農協の幹部の皆さんじゃ欠落しているんです。どうしても自由化認めるというときに妥協してしまいましたから、この点ではやはり町長の方が言えると思いますし、ひとつここをやらないと私は枝葉の事だけで、例えば来年度買上米、今年は120から130だったというやつが70万トンし

か買い入れないなんていうことになりました。これを「何とか買ってくれ」といったって、それはずんずん世論のなかで消費者と掛け離れた要求に見られてしまうんです。本来はそうじゃないんですけど、だからそういう点ではやはり日本農業の自給率を高めると観点をしないとコストダウンで自由化に、国際競争に打ち勝っていく農協、農家なんだといったら絶対勝てないんだそうです。今の日本の平均耕作面積を10倍、水田面積を10倍にしてもアメリカは150町歩だというんです、一戸の。15町歩にしたってそれでも10分の1、規模でいうと、それから価格にしていったら東南アジアの人達の労賃は日本の労賃よりずっとはるかに低いわけですから、価格の面では絶対そこから、そこと太刀打ちできないとはっきりしているんです。規模拡大ではなくて日本の農業は、農産物は日本の農民の手で作るんだという、うちの農漁民局長は「農業に対する哲学がない」と言っているんですけど、そういう独立国として当然の、当たり前のことをやれといって国に要求しなかったら枝葉の問題だけでは解決しない問題だと思うので、ひとつ大局的な立場に立って是非啓蒙してほしいと思います。

それで社会保障の方へ移っていいですか。

○副議長（谷口清治副議長） ちょっと待ってください。答弁いいんですか。はい、したら2番橋場議員、社会保障問題の2のイ、ロについて質問してください。

○2番（橋場議員） 基本的なもので本当は行革の方からやれば良かったんですけど、後先になりましたが、9月1日から医療費解約が実施されて、私の知っているような人で公営住宅に入っている人が入院しましたら、年金70過ぎていられると福祉、老齢福祉年金になるんです、10年年金とかそういう年金で、大体30千円そこそこなんです。ただ、その女の人がたまに厚生年金のかかるところで働いていたとかいうと少し増えますけれども、それでも50千円ぐらいなんです。今度の改悪でもって入院したら、とてもじゃないけれども住宅費も何も赤字になってしまうんです、一ヶ月以上入院すると。それじゃ生活保護をあげたらいいんじゃないかという人もいますけれども、生活保護を申請しますとその人の子供達だけでなく本人の兄弟姉妹そこにまで「あんたのところであの面倒みれないか」と行くんです。遠い所は手紙ですけども、近い所は直接職員が行くんです。そして、その家をジロジロ見て「あんた、なんぼなんでも少しできるでしょう」、それからそこでたまたまこういう人がいたんです。ちょっと障害をもった人がいて、「あんた、その人を障害施設に入れたら収入浮くんでないんですか」と、こんな失礼なことまで言っていくんです。それでその人は「いや、とんでもない。もう頭こきた」と言って、生活保護の申請を取り下げたとか、こういう事あるんです。それから、老人の人達はあれなんです、もう困ったときに自分でお金、どこにも借金できないからもう爪に灯をともしようにして保険に入っているんです。必要なときに今まで貯めておいたやつを下ろすと、下ろして使うということやっているんです。「その保険も解除しなければ、生活保護駄目です」ということなんです。本当は私も言

わせたら、その人はそんなもの全部払った、吐き出して生涯それじゃ生活保護を受けてもらった方がいいと思うんですけども、やはりその人は「そういう事にならないように頑張りたい」と言うんです。そうすると、生活保護もなかなか受けられないということで大変な状況になってます。それでひとつそういう年金暮らしの人達、医療費の、国に対して要求するのが根本です、「冗談でない」ということでやらないとならないですけども、町独自で何か手当が出来ないかと思ってお聞きするんですが、これ17日の政府与党3党の財政構造改革会議、橋本竜太郎議長で17日の総会で財政構造改革法案というのが出来たそうなんです、仮称で作るらしいんです。それによりますと、98年度予算では自然増する経費が8千億円の内5千億円を削減するというのをもう決めた、決まるらしいんです。したら、残り3千億円なんです。それから99年度、それから2000年度は自然増は2%しか認めないということらしいです。ところが、高齢者人口は毎年3.5%ずつ増えていくんです。そうしたらもうやっと9月に〜でも改悪されたこの医療制度が今発足したばかりなのに、もう既に次の改悪のことを話しているんです。とんでもない話なんです。ですから、あの攻撃を加えられて潰されようとしているのは農業だけでないんです。日本国民全体が今の状況のもとで危なくなっているんです。それで、それは行革の中でやりますけれども、何とか独自の助成を考える気持ちがないかどうか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それから次は、ホームヘルパーに車買ったらしいんですけども、2台ですか買ったんだけど1台は社会福祉協議会の方に持っていかれて、1台なのかなホームヘルパーさんのところに。やっぱりホームヘルパーさんというのは大変なんで、是非とも1台1台自動車を配置する必要があるんでないかと思うんですが、その点についてお伺い頂きたい。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

（15時58分 久保議員 入室）

○町長（篠田久雄町長） はい。今の9月1日から医療費上がりました、この間からの表が各戸に回ったように病院に毎日通院している人だったら相当な差になりますし、また毎日行かなくて私どもの、私の母親が通院しているんだけど月一回となればこれはぐっと下がるんですね、そういう場面もあります。けども、私はこの国が金があるときに、何とかなるときに税金があるときにはあれもこれもする、更にまだ例えば公共事業も今度一緒にならないけども「まだやることないか」というぐらいけども、もっとこの経済というのは絶えず変動するという基本に立って、そういう時の基金として国が持って、あまり税金が少ないからすぐ金がなくなってきたから、高齢者が増えそうだから、こういうふうな変わる、その変えなきゃならん政策、政治のあり方というのは私はあまりにも無策過ぎると、私もそう思っておりますから、これはいろんな面でこの問題だけでなくもっとトータルに国に要求していく、そういうふうに思っておりますし、要求したからすぐなるかならんかわかりませんが、だから国が出来ん

からすぐ町が助成できるか、すれということですけども、これは如何なものか、私は行政としてやるべきところはこれは「辛いところに手が届く」というので、苦しい人に俺は助けるの、それは本来の姿でありますから、やっぱり基本としてはひとつは健康診断で務めて早期発見、早期に手当する、いうとが一つの行政の仕事であるし、もう一つは地元厚生病院ひとつあるんですけど、これも皆さんのご理解頂きまして看護婦宿舎を今年は建てますし、毎年これ何千万、やっぱりあそこに応援しながら地域医療が確立できるように、そんな手当を行政としてさせて頂き、そこに通院する時間と交通費、他の方へ行くより、意外にこの大きなガンの手術も今地元で外科の先生が取り組んで非常に好評を得ておりますから、そういう今のこの町としてはそういった手当をやっぱり今していることで何がやっぱり、すぐ国が助成が減ったから町でというんじゃないくて、沼田町としての出来る範囲というものはその皆さんと検討しながらやっていくべきだと、私は行政はしないと、福祉の関係についてはしないんじゃないくて、国がやるべきことは国にあくまでやっぱり要求していくものだと、そんなふうに思っております。

それからホームヘルパーの関係についても、ちょっと車を増やしておりますので助役の方で把握しておりますから、助役か民生課長に答弁させます。

○副議長（谷口清治副議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今ヘルパーの車の関係につきましては、6月の議会で議決を頂きまして2台を購入をして軽が1台ありますが、その他に4月の時点では総務課で使用しておりましたライトバンを配置換えを致しまして向こうに既に行っておりますので計3台あります。それにそれぞれのヘルパーさんが利用する自転車が4台ありますし、バイクが1台備えられておりますので、現状支援センターの方から要望があった台数は確保しておりますので、十分現状のなかでは対応できるかと思います。宜しくお願ひしたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） 2番、橋場議員。

○2番（橋場議員） 一再 国がもちろんやらなきゃならんことなんです。だけど、1970年代に社会党が80年代に公明党と社公合意という合意文書を作ったんですけども、それ以前はその合意文書というのは何かといったら「日本共産党とは一緒にやらんない」という文書なんです、社公合意というのは。それで、その前は一応社会党も共産党と一緒にやりまして革新自治体というのが東京、大阪、京都、いろんなところに出来て、人口の大体4割近くの人がその革新自治体で生活をしていたんです。その時期にいろんなところで「国がやらないのなら」ということで、70歳以上の老人の医療費の無料化をやったんです。それによって国、国民のずっと盛り上がりによって国がやらざるをえなくなったんです。国は地方自治体に遅れて老人医療費の無料化をやったんですけども、何というんですか、そのタダ、医療費タダにするだけでそういう人達に対する健康の予防医療を中心にしてというような、そういうきめ細か

な指導がないままにやって10年で終わったんです、国は。だけど、自治体の、終わったって全部なくしたんでなくて解約し始めたんです。老人の負担を増やし始めたんです。それがあっても自治体によっては国に上乗せして未だに老人の医療費を無料にしている自治体があるんです。そういう自治体に対しては「お前のところは金があるのだから、これはやらない」とかいろんな妨害をしているのも事実なんですけれども、しかし下からそういうどんどん盛り上がっていかば国の政治を変えることが出来るので、そういう意味から例えば一ヶ月以上入院した人にはやっぱり医療費の自己負担の分のなんぼかは応援してやるとか、それぐらいの事は今当面も大変なんです。だから、地方自治体の仕事というのは住民の福祉が優先、教育、そういう事をやるのが地方自治体の本旨ですから、そういう意味では国がやらないんだったら何とか出来る範囲のことをやろうというのが自治体だと思いますので、何とかそれをひとつ考えて頂きたいと思うんです。

それから6月の議会と、車を用意したけど本当に3台あるんでしょうか。1台は向こうへ、社会福祉事務所の方に、社会福祉協議会の方について残っているの3台やっぱりあるんですか。それとバイクと自転車はもう冬は通用しないです。そういう意味ではやはり1人1台というのをぜひ確保してほしいと思うんですけれども、イの点についてだけ。

○町長（篠田久雄町長） これ医療費をすぐ直接ということじゃなくて、お年寄りが生活しやすいように、医療費でいいますとこの一般会計をご覧なっても如何に、いや国民健康保険から医療費のほう、老人保険の方に負担しているかという数字も出ておりますように、町としても支出はそれなりにしているわけでありまして、問題は如何に長期の入院することをなくしていく、そういう健康状態を作ることが行政の仕事だと私はそのように思っておりますので、その面にまた力を入れていきたい、こう思っております。

○2番（橋場議員） 一再々町長、その通りだと思うんだよ。だけど現実には入院しなければならないんです。いくら入院をしないように早期発見といっても、どうしても入院しないきゃならない人がいるんです。だから、そういう時にはやはり手立てをしてあげる必要があるんじゃないかということなんです、考えていけば。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。総合的に判断してみます。

○副議長（谷口清治副議長） 続きまして2番橋場議員、道路問題の3について質問許します。

○2番（橋場議員） これですね、調べてみたんです。そう結構ずっと良くなっているんですけど、まだやっぱりいくらかあるんです。それと、車小さいものですから舗装とこれがちょこっとこうなっているんですけど、もうちょっとう舗装が高くなっていればいいんですけど、それがすぐできるかど

うかわかりませんが、それと一箇所がいえばあれは直ると思うんですけど、高台寺に行くところのあれが、カクンとこうなっているんです。そういうところや何かまだ何箇所もあるので、ぜひ直してもらいたいと思うんですけども。

○副議長（谷口清治副議長） はい、建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 先に歩道をやっている部分についてはすり付けゼロタイプが主流になってきておりますから、ここ2、3年やられた場所についてはゼロタイプがかなりあるだろうと思います。旧タイプにつきましては、いま橋場議員言われるようにポコンと3cmから5cm程度舗装から上がっているんです。実際乳母車みたいなのを押して老人の方が歩いて上がれないという状況、なかなか行きづらいというもの私も見えておりますので、福祉の関係にもつながるんでしょうけれども、ただ全箇所一度に全部整理するというのもまた予算が伴う事でございますから、これはお理事者と十分協議しながら年順をおって改修に向けて取り進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○副議長（谷口清治副議長） 2番は橋場議員、行政改革問題4のイ、ロについて質問許します。

○2番（橋場議員） 橋本内閣が火だるまになって行革をやるということだったんですけども、今、別な方の火だるままで大変な苦境に陥っているようでありますけれども、行革をしなきゃならないのにその行革、基本は財界と政治の結びつき、官僚との癒着、こういうものをなくするというのが、なくして本当に国民本位の政治をやるということが本来の姿だと思うんです。それを侵した人を大臣にすることで、いま大変な火だるまになりそうなんですけど、ここにさっき言ったようにとにかく公共事業と私達全部悪いと思ってないんです。例えば、諫早湾のことがすごく東京都知事選の時には問題になったんです。それで、ああいう事をやっても何も洪水を防ぐこともできないし、それから今いろんなところで減反を進めているのに何であそこへわざわざ農地を作って、塩水を汲み上げたりなんかしないようなところあっちこっちにあるんですけど、そういう事中止すればいいんですけど絶対一回やったら中止しないんです。住専国会で明らかになったように、自民党のこれまでの政治は要するに財界の護送船団方式の政治だったというのは、皆あの時期に言葉としてわかったわけなんです。その護送船団方式での公共事業がやられているんだそうです。国が建設省や何か、農林省何か自分の頭で設計するんじゃない、計画するんでなくて、ゼネコンや何か青写真を作ってそれに、それを国にやらせるということなんです。ですから、途中やったらこれは駄目だといっても中止にならないというんです。それ中止されたら儲けるはずだったゼネコンが儲けられないというんです。という「無駄なその公共事業はやめろ」というのが日本共産党なんです。もっと身近な、例えば今シルバー化を進めて、すぐ直せるようなそういう公共事業はどんどんやらなきゃならないんですけども、「無駄な公共事業をやめろ」というのは私達の考え方なんですけど、実はこれ93年の、うちら1993年なんですけど、うちらの宮本議長が新春インタビ

ューというのをやるんですが、その中でこういう事を言っているんです。アメリカのレーガンというのは、ヘインズ経済学の中にトリクルダウン経済学というのがあるんだそうです。これは、トリクルダウンとは私はわからないけど議長の言うには「ものが滴り落ちる」という意味なんだそうです。でね、アメリカではそのレーガンがこの経済学に従って、赤字国債をどんどん発行して、大企業にうんと注ぎ込めばその大企業が太ることによってそのおこぼれで国民が潤うんだという、こういう経済学なんだそうです。ところがその軍拡やり、そういう無駄な公共事業をやってアメリカはもう財政危機に陥って、しかも国民には何もおこぼれがなかったと、これはイギリスでもやったやつでもうそれは経済的に駄目だというのが、矛盾が激しくなって駄目だというのがはっきりしたわけなんです。それで日本ではどうだったかという、結局日本もそういう事やったんです。民間活力という事で、行革という事で大企業の方に儲けさせる、公共がやらなきゃならないことを民間にやらせて、どんどん大企業を儲けさせるような状況、それから何とかして憲法を変えて軍事産業をほんとやれるような、こういう状況を作りたいがって一生懸命やってきているわけですけど、それが今のような国の財政や何かをおかしくしてしまったので、ここを改革しなきゃならないことなんです。ですから「企業からの献金はやめろ」と、それから「官僚の天下りはやめろ」という事が行革の本質でなければならないのに、先程の言ったように国民の方にははっきり犠牲をかぶせるような行革をやっているんです。それで、こういう問題について町長はひとついろんな場所で国に対してどういう事で向かっていくか、そのお考えを聞かせて頂きたい。

それから郵政三事業の民営化、これはもうはっきり議会でも請願しましたが、これ未だにやっぱりどこかかを民営化して、いってみれば銀行が儲かるような方向で一つは何とか、郵便配達を民営化されたら儲からないところは全部なくなってしまうから、ここはあまりにも国民から批判が大きいのでそれは民営化にしないということになってますけど、それだって危ないので是非ともこれだけは絶対許さないという態度を持って頂きたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 行革問題で今ちょっとゼネコンの話が出ましたが、いろいろ問題点が多いと思いますし、ひとつは海外援助、工事、日本が行って工事やりますが、これも本当にゼネコンのためにあるというのがずいぶんあるわけですから、海外援助こそ見直しせんきやいかん、これも話が出ておりましたが、いゝ加減なところがずいぶんあるようでありますから、ただ議員さんずいぶん財界の批判されるけど私はやはり一部批判すべきところはあるけども、財界全て悪いんでなくてやはり地域や国につくしている人方もいる、良くその辺の見分け方ですね、してかまいといけなきゃならんだろうと、全てが悪いとは言えないだろうと、そういうふうに思っております。私は行革について、行革と例えば地方分権が当然セットで進まないといかん、それがいま議員さんの質問になかったけども地方分権は市

町村の合併の話にすり替えられようとしている、これは絶対監視しなきゃならない、いろんな場面でおっしゃっています。その、ですから、この行政改革という問題はいろんな問題にすり替えられないように、きちっとその辺の監視をしながらいろんな面での発言をしていかんきやい、そのように思っております。

それから郵政事業の問題出ました、質問あったんですけども、これも一つの銀行が大蔵に働き掛け、大蔵がもっともこの分割しようと郵政を、これは地方にこそ郵政、きめ細かくやはり組織があつて、なくなれば地方こそ大変な国民が不便を感じるわけでありますから、私はこの郵政の三事業の民営化については、民営化することについては反対で、やはり現状この姿で郵政の努力をしてもらいたいと、そういうふうに私ども市町村、道の町村会でもそういう方針をとっております。

○副議長（谷口清治副議長） 橋場議員。

○2番（橋場議員） 一再― 町長、財界全て悪いと言うけども悪くない人もいると、人は中にはいるんです悪くない人。だけど、大企業ということになれば、これは組織なんです。そこの中の社長が少し人道的な人いたって、その人個人だけであつて組織としてはそういう事にならないんです。でね、ソニーの会長が数年前文章を発表しましたら、日本共産党のいうとおりに、「あまりにも日本の企業がルールなき資本主義をやっている」と、「経済活動をやっている」と、それでこれでは世界に通用しないというような事発表したことあるんです。だけれども、私個人としてはそう考えているけども、個人でやるわけにはいかない、そういう基本的な問題は、中にはいい人もいるけれども資本主義のそういう仕組みのなかというは変えれないんです、個人でそこからトンと飛び出したら抹殺されて、消されてしまうんです。そういう意味で私達は、私達って日本共産党はそういう経済学も色々もっているんですけど史的唯物論というものもってます、学問を持てますけど、資本主義社会というのは、その封建制社会、武士階級を倒して資本主義社会になったんですけども、その時に社会のなかの民主主義的な制度たくさん作って非常に進歩的だったんです。だけど、それが発展することによってどんどん集中していくんです、大きいものに。今はもう国家独占資本主義ですから、これ等どんな全てを利潤追及を優先にしているんです。そういう企業として、社会主義の、いや資本主義の制度として。ですから、ここから「いや俺はそんな事は出来ない」と言ったら大企業独占資本にはなれないんです、個人でなくて会社として。そういう仕組みのなかにあるんだという、そういう立場に立って私は言っている訳なんです。ですから、そして今もう自分たちだけではやっていけないと、これ以上より利潤を追及するのには国の税金も導入して、あらゆるものを自分たちの方向に吸い取っていかうと、それが貿易の自由化でもあるんです。だから、そういう立場に立って私達はものを見ているわけなんで、だから大企業のなかに一人や二人そういういい考えの人いても、これは資本主義の、今の国家独占資本主義というのはかわらないんです。ですか

ら、私達は政治はそこから金をもらっているのではそこへ見返りありますから、これを防がないとならないというのは私達の考え方です。ですから、町長いうように財界全て、人の中に、財界人の中にも良識のある人は今たくさんいるんです。そういう事は私はわかってますけれども、そういうふうに仕組みのなかで矛盾したところまできているんだという、私達は思っているいますので、是非やはり国民本位のそこからやっぱり税金もきちんと取る、海外援助ODAというのは向こうに我々の税金を持って行って、そこへ大企業がいったって工場作って日本に逆輸出して儲けているわけですから、こんなもちろんそれはそうです。それ等も含めて大企業奉仕ではなくて国民奉仕の社会保障や医療制度を、教育をきちっとやってほしいということでひとつ要求してほしいと、こういうふうに思っているわけなんです。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 見解ですか。それは話、絶えず私どもも話題として出しておりますけども、橋場さんとずっと議論していったら違うところあるんです。いま先程ケインズの話も出しましたが、根本が違うけれども今当面している問題についてはやはり私どもも申し上げております。その点でご理解頂きたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） 2番。

○2番（橋場議員） 日米防衛問題については大体今まで言ってきたので、ただ安保条約あれなんです、アメリカの基地がなかったら日本は攻められるのではないかと心配あるんだけど、これは一切ないんです。今フィリピンがアメリカの基地を撤去してもらってから6周年なんだそうです。それから私も良く知らなかったけれども、今回の党の方針見たらタイの国もアメリカの基地撤去したんだそうです。それでもどこからも攻めてこられないんです。そして、国連に加盟している中の113、これはちょっと前の資料なんですけど、113カ国がどことも軍事同盟を結ばない、そういう組織を非同盟、中立非同盟の運動というのは113の国でやって基地をなくしようという、それから核兵器も段階的に2000何年だかまでなくしようという決議までしているんです。そういう方向に私達日本の、日本もアメリカとの日本との関係では戦前は敵国だったんです。戦後はアメリカに従属した関係にあると、そういう事で安保条約を破棄すると、軍事基地一つ一つ取り除くのは大変なんですけど、安保条約を破棄するのは簡単だそうです。どっち側の国が10条に基づいて、「もう安保条約破棄します」といえば1年後にはそれ成立することになっているんです。そうすると、軍事基地も撤去されるんですけども、そういう方向で日本が平和を維持していくためにはその非同盟中立の国になる必要があるのではないかと、この防衛指針の、協力指針の見直しについてはそういう基地撤去の方向でやって頂きたいと思うんです。町長は自衛隊抱えているものですからなかなか出来ないんですけど、日本共産党の今度の、前からそうなんですけども安保条約破棄と自衛隊の解散とは別な問題とちゃんときちっと受け止めているんです。ですから、

アメリカの軍事行動と一緒にあって戦争に巻き込まれるようなことはしてはならないと、こういうふう
に考えているんです。

それからつき續けてやります。

○副議長（谷口清治副議長） 6番、7番。

○2番（橋場議員） はい。それで、公民館の前の議会で町長は「カラオケやダンスが文化といえるか
どうかと思っています」という答弁だったんですが、この間まさかそんな事になるとは思ってませんで
すから資料を持ってきてなかったんです。公民館活動は社会教育法に基づいて公民館活動があるんです。
この中で、公民館のやるべき仕事として7つばかりあげているんです。青年学級を実施することだとか
定期講座色々といきまして、5番目に体育、レクリエーション等に関する集会を開催することだとか、
援助することなんです。そして、こういう事なんです、目的については住民の教養向上、健康の増進、
情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的するのが公民館活動だといっ
ているんです、公民館の役目だと。町長さっき、「病院に入院しないように体を作るのがいいんだ」と
言っていましたけどそのとおりなので、それで皆さんにいつているのはやはり年をとってもあそこに皆で
集まって歌を歌って、声をだすのは凄く健康にいいですから、それからダンスもこれ非常に結構な運動
になるんです。そういう面からいうと、これ等は老後の、老人の人達凄く多いんです。この人達の健康
にもつながることありますから、やはり公民館に準じた形で空いているところはやはり解放してやる
のが地方自治体、福祉を守る、町民の命、健康を守るというのが本旨であるなら、そのぐらいの事はや
れるのではないかと思いますので、ひとつ教育委員会と色々相談しまして、聞きましたら一杯なも
んだから2週間に一回とかって、毎週やりたいんだけど一回しか借りれないんだと、そうすると何かな
かだるみしちゃってやれなくなるんだそうです。ですから、みんな一緒になればいいんじゃないかと言
うけれども、この水準の違いがあって一緒になればいいんだそうです。ですから、そういう意味ではたく
さんグループがあってもその人達がもっとやれるようにしてあげてほしいと思うのですが、如何でしょ
うか。

あと情報問題についてはこのとおりありますので、ご答弁頂きたい。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 日米防衛協力指針の見直しでありますけど、これは答えていいのかなど
の、必要がないのでは、本来ここに基地がある市町村であれば当然私どもの見解というのにも必要になる
わけでありますけども、外交に関することについてはその地方自治体の首長があまり自分の町民を守ると
か何とか、直接町民に関係ないことにあまりその先頭に立つべきものでもないだろうと、そのように思
っておりますが、ただ私どもの見解としてはこの今ここも戦後50数年も経ちましたから、これだけにな

ってきて独立国としてやはりこの、私は自衛隊というのがあるわけですからその中で憲法の範囲のなかで自ら自分の国を守る、早くやっぱりアメリカに、きてらっしゃる方々早くお帰り頂くと、こちらに来ていればその経費は日本で負担しているわけですから、そういった考え方を持っております。

それから今の公民館活動でありますけども、大いに私はダンスでもカラオケでも、文化活動というと文化といえるかどうかというのが今も疑問であります。私は一つのサークル活動だろう、そういうふうに思っておりますから、文化とサークルとこれから何が文化で何がサークル活動か、この辺ちょっと見極めしていかなきゃならないだろうと思っておりますが、色々これから委員会とも相談しなきゃいけませんし、やがて次に出来る施設がありますからその、十分検討していきたいと思っております。ただ、全部タダがいいと、いうことがちょっとかえなきゃならん、私はそれなりの負担があつてそこに全町民がそこで利用するわけでありませんから、やはり趣味で利用される方はそれなりの負担というのが伴っていると、そのように思っております。

それから情報公開問題でありますけども、これは今、全道でも非常にこれは少ないんです。市では12市ありますけど札幌市を始め、町では長万部町他ですから4町ありますが、横並びを考えるのではなくて、何故こんなに情報公開制度というのは進まないのか、それは一つにはそういう制度はあえてなくても「町民が聞こう、調べたい」ということについてやっぱり情報提供してあげるというふうにやはりしていけば改めて情報公開制度の制定といわなくてもいいのではないかと、そういうふうに思っておりますし、情報公開するためにはやっぱりひとつの閲覧でありますから、それについて今まで「これは駄目です」と言っていないと、私はそう思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 2番、橋場議員。

○2番（橋場議員） 一再一 うちの町にアメリカの基地がないからということだったんですけど、すごく思いやり予算というのがありまして、それと今ガイドラインの見直しと言うのは日本の国がアメリカの軍事行動に巻き込まれるかどうかという問題なんです。これはうちの方の5月29日に発表した文章なんですけど、日米防衛協力指針という見直しというのは何を考えているのかといったらこういう事なんです、「日本周辺有事への対応という名目で、集団的自衛権行使への踏込みが最大の焦点です。そこでは民間空港や港湾などの米軍による全面的利用、米軍の軍事活動への色々な後方支援」、これ5月に発表したあれなんです。それは実際この樽にも来たり、函館は拒否されたようだけど、あっちこっちの民間港湾にアメリカの軍艦がどんどん入ってきている、そしてもう既にそういう調査、どのようなことで我々は使えるかというような事を全部調べているというんです。決して軍事基地のあるところだけの問題でなくて、日本国民の問題なんです、全体がアメリカのそういう軍事行動に巻き込まれるかどうかという問題なんで、是非ともそういう意味では日本の平和憲法を守るという立場で対処してほしい

と、こういうふうに思っています。

それから、サークル活動ってサークルなんです。例えば学習サークルというのがあるでしょう、ダンスやそういうものだけがサークルじゃないんです。ここにはレクリエーションも含めて公民館活動なんです。要するに、フォークダンスでも何でもそういう楽しもうということが人間のそういう文化活動にあるんですから、サークル活動というのはダンスやだけでなく全てなので、是非とももう一考要求したいと思いますが。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。やはり私は全ての施設をタダにせというのが橋場さんだから、そうしなければ、どの施設を使っても使いやすくと、平等にするという方向では十分検討させて頂きたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） はい。

○2番（橋場議員） 一再々 それぞれにみんな町、自治体は助成しているんです。例えば農家には、商工会にはいくらか、あと一般の人達のこういうことにはそういう事で、だから特定の人ではないんです。全体、町全体でみると多くの人達がやっぱりそういう行政の中で支援を受けているんです。例えば5才までの、就学前の児童には医療費を助成するとか、そういう事ありますから、何もサークルだけを全部タダに、この人達だけがその恩恵にそくしているということないんです。ですから、私はそういう点でやはり町長が言っている「健康保持」という、それによって健康保持されて国保に対する負担が少なくなったら大変な利益になると思うんです。そういう意味で、その人達だけにこう何というか、便宜を与えているということではなくて、その人達もそのお蔭で町の国保に持ち出すやつが少なくなるとかというのがあり得るわけですから、そういう全般的に考えて欲しいんです。

○副議長（谷口清治副議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今の公民館の以外の施設の関係ですけども、ちょっと誤解のないように条例を今私ちょっと読み上げますけども、公民館自体は無料だというふうに解釈されてますけど無料でないんです。この条例でいうのは、教育委員会との共催主催による場合については無料で提供していいですと、その他に教育委員会が特別の事情があると認めた場合については無料にしますと、減免しますとうたっているんです。ですから、福祉センターも町民会館もそれぞれの目的で建てられた施設ですから、その趣旨に反するものについてはやっぱり有料、公民館も同じように公民館の設置の趣旨に合わないものについては有料で貸していると、同じような貸し方をしてますので、その辺誤解のないようにひとつお願いしたいと。

○副議長（谷口清治副議長） 以上で、町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対する一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

9番野議員、1番の生涯学習問題について質問を許します。

○9番（野議員） 9番。教育長にお伺い致したいと思います。生涯学習について、連携協力体制の整備及びリカレント教育をどのように進めているかという事でお伺いを致したいと思います。地域の生涯学習振興基本構想のなかで関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に務めるべきことが義務づけられておりますが、法律の施行後どのように整備に務め、また今後どのように進められようとしているのか伺いたい。もう1点はリカレントというのは社会人を対象とした体系的、継続的な教育をどう推進しているかの、この2点をお伺いを致したいと思います。

只今、橋場議員の方からも公民館活動のいろんなお話もしておりましたけれども、やはり最近公民館活動の中でかなりダンスとかいろんなものがたくさんきておりまして、公民館のなかでは非常に狭い、そしてまた町民会館でもやっておりますけれども、やはり最近各グループが非常に多過ぎる、ダンスのなかでも今5、6人のグループとかいろんなグループがあるんですけども、そういったグループが別々に今の少ない公民館を使用するということについてもこれ大きな問題になってきているものですから、やはりこういった事も社会人を対象とした教育、こういった中でひとつ教育をするような方法もこれからして頂きたいというふうに考えておりますけれども、こういった点、2点教育長にお伺い致します。

○副議長（谷口清治副議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） お答えを致したいと思いますが、生涯学習につきましては議員ご承知のとおり平成元年に沼田町の生涯学習というようなことで分厚い計画書を作りまして、今その事に従って進めておりまして、その中に今議員おっしゃったような体系作り等も細かく決めたなかで推進をするような運びとなっておりまして、今現在それに基づいて事業を推進している訳でございますけれども、時代がどんどん変わっておりますので今おっしゃられたような事で見直しをしながらご期待に沿うようなことに変えていかなきゃならん、今やっていることが悪いとひとつも思っておりませんけれども、より進まなきゃならんだろうというふうに考えておりまして、それは単年度の事業のなかで色々と対応して参りたいというふうに考えてございます。

それから、議員非常に勉強家というようなことで大変あれなんですのリカレント教育、今おっしゃられたとおり人生の前半で教育が終わるものですからその後の教育をどうしよう、いって言えば議員おっしゃったような生涯教育ということでございますけれども、今現在リカレント教育審議会が、北海道生涯学習審議会というものが出来まして、実は先月の22日に道の教育長に対して答申が、提言がなされたという中身になってございまして、来年から始まります第3次の北海道教育長期総合計画のなかで反映を

していこうというようなことで現在取り進められて、内容等につきましては私どもで資料を頂きながらその提言の内容は承知しておりますけれども、来年度から始まる三期の長期計画の中で反映されていく、それを見定めながら私どももそれに沿って私人として進めて参りたいというふうに考えてございます。

それからもう一つありました、いま橋場議員からお話ありました公民館活動、確かに満室の状態になってございます。今、何故かというひとつの容認として今野議員がおっしゃったようなことも確かにございます。グループが細分化された、これは人のつながり、先程橋場議員の方ではその技術の差だという部分もありますけれども、人の集まりの難しさという部分もございます。今おっしゃられた内容、元々ひとつのものが今3つなり4つにわかれた実態がございまして、努力のなかでまた元へ戻せという部分も分からないわけではありませんけれどもなかなか難しい問題かと思っておりますけれども、出来れば箱が決められておりますので、そういう形が出来ればいいというようなことで努力は惜しみませんけれども、難しい問題だというふうに承知をさせて頂いてございます。以上でございます。

○副議長（谷口清治副議長） 次に2番橋場議員、サッカーくじ問題について、1番、2番許します。

○2番（橋場議員） サッカーくじが前回の国会で継続審議になったんです。これが出された、相当前の話なんですけれども、全国のPTA連合会やそういうところの反対や、それから体育協会でもいろんなこれを進める体育協会もあり、民主的な体育協会はやはり子供のほんとに希望をつなげるような、そういうものをギャンブルにしてはならないということで、ずっと出せないでいたのが今度の、前の国会で出されたということなんです。それで、サッカーや何かについて熱狂的なファンがいるものだから、実際にはスポーツとして健全な理性も本当は作っていかなくちゃならないのにたまたま乱闘騒ぎがあったりするんです。これがギャンブルにされたら一層激しくなって、スポーツの健全な発展につながらないと思うんです。サッカーくじを狙ったのは、要するに行革の中身でスポーツ予算を削るためにこれやっているんです。とんでもない話なので、これはやはり国の政策としてスポーツ振興のための金を出させるという立場から、是非この法案の廃案のために教育委員会も考えてほしいと思うんですけど、如何なものでしょうか。

それから舟券売場建設問題なんですけど、秩父別町のいま高規格が走っているあの辺の付近かどこかに、その売場を建設するというような話があるんです。これは向こうの方の人達も大変なんです。高校生たちがそこに寄ったりしたりするのはちょっと大変だと、それから一日中売っているわけですから、そうすると表現悪いですけどうちの温泉はもう書いてないかも知らんけど「刺青の人は入れません」とかって言ってますけど、そういう人達が多く来るようになるんです。非常に物騒でもあるし、それは沼田にも影響が及ぼすと思われるので、是非これは沼田町としても関心を持ってそういうものは、長沼ですか追い出されてやれなくなった、雨竜でもやれなくなったという代物ですから、是非この近辺に

そういうものを作らせないようにしなきゃならないのではないかなと思うんですけど、そういう点についての考え方をお知らせ頂きたい。

○副議長（谷口清治副議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） サッカーくじにつきましては議員立法で衆議院を通過し、今参議院で継続審議になっているということは承知しておりますけれども、ただサッカーくじがなりますと私どもとしましては小、中、高生が今Ｊリーグの大ファンというようなこともございまして、18歳未満買えないとかいろんな規定はありますけれども、ただどもやはり心配はないとはいきれないだろうと、従いまして国民的なそういう、合意を受けてのなかでの発足ならいいですけども、そういう部分で努力をして頂きたい、かなりの時間をかけて今まで来たんですけどもまだ法案が通っても最後の事を決めるのにまだ闇雲な、別に事が決まっているというようなことでございませんで時間を、仮に決まっても実施方法に相当かかるだろうというふうに考えておりますけれども、ただ青少年が対象のものだけに心配は残っているという考え方、議員おっしゃられましたとおりスポーツ予算はやはり私は国が面倒を見るべきだという意見にはその通りだと思いますし、そうあるべきだというふうに考えてございます。

それで2番目のお隣の町の問題でございしますが、当然私どもも新聞発表で承知したわけでございますけれども、その町がその事をやろうとするときには私どもが考えるようなことは当然お考え頂いたというふうに理解しておりますし、その事がクリア出来たんだというふうに理解をさせて頂いておりますけれども、尚いまだ議員の方で実際に今そうなったとき見極めていけというようなことでございしますので、それはそのとおり心配の部分として私ども気にかけて参りたいと思いますけれども、地元の町としましてはその事も十分配慮なさっているというふうに理解をさせて頂いておりますし、先日もその町の教育長とお話をしたわけでございますけれども、やはりこの事に対処するように努力はしているんだというようなこととお話もございましたので、これからそういう事に身を用いながら見極めていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（谷口清治副議長） 以上で、教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。

○副議長（谷口清治副議長） 以上で本日の日程を終了致します。

本日はこれで散会致します。皆さんご苦労さまでございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

副議長

署名議員

署名議員

